

第三百二十二回国会 衆議院 商工委員会 議録 第八号

平成七年三月三十日(木曜日)

午前九時五十三分開議

出席委員

委員長 白川 勝彦君

理事 甘利 明君

理事 河合 正智君

理事 増子 輝彦君

小川 元君

小野 晋也君

梶山 静六君

中尾 栄一君

野田 聖子君

山本 有二君

斉藤 鉄夫君

土田 龍司君

西川太一郎君

松沢 成文君

山田 英介君

後藤 茂君

前島 秀行君

和田 貞夫君

牧野 聖修君

出席國務大臣

通商産業大臣 橋本龍太郎君

出席政府委員

通商産業大臣官 房長 中川 勝弘君

通商産業大臣官 房長 林 康夫君

通商産業大臣官 房長 中島 邦雄君

通商産業大臣官 房長 清川 佑二君

通商産業大臣官 房長 田原 隆君

通商産業大臣官 房長 小野 晋也君

通商産業大臣官 房長 蓮実 進君

通商産業大臣官 房長 山本 有二君

通商産業大臣官 房長 斉藤 鉄夫君

通商産業大臣官 房長 松沢 成文君

委員外の出席者

警察庁生活安全 局生活環境課長 瀨川 勝久君

警察庁刑事局刑 事企画課長 篠原 弘志君

防衛庁教育訓練 局教育課長 山中 昭栄君

環境庁官官房 総務課長 生田 長人君

外務大臣官房審 議官 小林 秀明君

外務省総合外交 政策局軍備管理 軍縮課長 高松 明君

外務省アジア局 中国課長 野本 佳夫君

厚生省生活衛生 局水道環境部環 境整備課産業廃 棄物対策室長 木下 正明君

厚生省薬務局安 全課長 植木 明広君

厚生省薬務局安 全課長 石黒 正大君

商工委員会調査 室長

委員の異動

三月三十日

辞任

金田 英行君

田原 隆君

森 喜朗君

青山 丘君

武山百合子君

星野 行男君

同日

辞任

小野 晋也君

蓮実 進君

山本 有二君

小野 晋也君

柳田 稔君

斉藤 鉄夫君

松沢 成文君

同日

補欠選任

蓮実 進君

山本 有二君

小野 晋也君

森 喜朗君

金田 英行君

田原 隆君

山本 有二君

斉藤 鉄夫君

柳田 稔君 青山 丘君
三月二十九日
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案(内閣提出第八〇号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案(内閣提出第八〇号)(参議院送付)
○白川委員長 これより会議を開きます。
参議院送付、内閣提出、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。
なお、本法律案は参議院において修正されておりますので、その修正部分の趣旨についても、便宜、通商産業大臣より説明をお願いすることといたします。橋本通商産業大臣。
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案及び同案の参議院修正
〔本号末尾に掲載〕
○橋本國務大臣 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
東西冷戦構造崩壊後の流動的な国際情勢のもと、大量破壊兵器の全面的禁止に関する国際的

認識の高まりにより、平成四年九月に化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約が採択されたところであり、我が国といたしましても、世界的な枠組みでの軍縮を推進していくことが国際的責務であることから、平成五年一月にこの条約への署名を済ませております。
この条約につきましては、承認をいただくために、今国会に提出されているところでありますが、我が国としては、この条約の適確な実施を確保するために、化学兵器の製造、所持、譲り渡し及び譲り受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用を規制する等の国内法整備を行うことが必要であります。
このような要請に対応するため、今般、本法律案を提出した次第であります。
次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、化学兵器及びその製造を目的とした毒性物質等の製造、所持、譲り渡し及び譲り受けを禁止することとしております。
第二に、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高いものとして、条約の規定に即して政令で定める特定物質の製造、使用をしようとする者に、通商産業大臣の許可を受ける義務を課し、また、特定物質の所持、譲り渡し及び譲り受け等についての制限を設けることにより、我が国に存する特定物質の総量が条約で定める限度を超えることとならないこと等について担保することとしております。
第三に、化学兵器の製造の用に供されるおそれがあるものとして、条約の規定に即して政令で定める指定物質の製造をした者等に、国際機関に申告を行うために必要な事項について届け出をする義務を課すこととしております。
第四に、許可・届け出事業者等に、国際機関が

行う検査の受け入れを義務づけることとしております。

第五に、報告徴収、立入検査、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

続きまして、本法律案に対して参議院において加えられました修正の趣旨を御説明申し上げます。

過日、本法律案上の特定物質として指定されることとなるサリンまたはそれに類する物質が不正に使用され、多くの人命が奪われる事件が発生いたしました。

これら化学兵器に転用される危険性が極めて高い化学物質が、このように頻繁に不正に使用されています。我が国としては極めて重大な問題であります。したがって、条約が発効する前であっても、条約違反が存在し得る状態を可及的速やかに、かつ確実に解消することが必要であります。

以上のような理由により、参議院において修正がなされたものであります。

次に、修正の内容について御説明申し上げます。

参議院における修正は、化学兵器の禁止、特定物質の製造等の規制、罰則等に関する規定の施行期日を、政府原案の「条約が日本国について効力を生ずる日」から「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○白川委員長 これにて趣旨の説明並びに参議院における修正部分の説明は終わりました。

○白川委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。甘利明君。

○甘利委員 けさ、本法案の質問の準備をしておりましたら、ショッピングなニュースが入りました。本法案と密接な関係のある一連のサリン事件、この捜査の総指揮をとっておられました園松警察庁長官が自宅近くの路上で何者かに狙撃をされた、重傷だというニュースが入ってまいりました。大変に心配をしておりますが、わかっている範囲でけさの事件のことを教えていただければと思います。

○篠原説明員 お答えいたします。本日の朝でございますけれども、現在の目撃者等による時間によりますれば八時二十分ごろ、警察庁長官の自宅マンション前、玄関を出たところで、一応現在のところでは犯人は若く見える男一名ということでありませうけれども、一名から数発の、今のところけん銃様かと思われるけれども狙撃をされて、何発か命中をしておるということでございます。八時四十五分に日本医科大に収容されて、現在手術中ということでございます。

現在、警視庁におきましては、緊急配備をしきまして懸命な捜査に当たっておるということでございます。

以上でございます。

○甘利委員 どうも一連の事件とかかわりがあるような気がしてならないのでありますが、こうした手段で対抗するというのはまさに社会に対する挑戦でありますから、ぜひ一刻も早い究明をしていただきたいと思っております。

去る二十日に起きた地下鉄のサリン事件、多くの罪のない市民を巻き込んだ大変に重大な許されざる犯罪であります。抵抗のしようのない、何も知らない市民に対する大量殺傷事件でありますから、非常に悪質で卑劣であります。一刻も早い究明を期待するものであります。

そこで、現在までのこの地下鉄サリン事件に関する捜査の状況、特に巷間報道されておりますオウム真理教と本事件との関係、あるいは松本サリン事件等々一連のサリン事件との関係について、

現在までの捜査状況についてお教えいただきたい。

○篠原説明員 お答えいたします。まず、地下鉄サリン事件についてでございますけれども、現在、警視庁築地署におきまして約三百名の特別捜査本部を設置して捜査を行っているところでございます。これまでの捜査におきましては、現場に遺留されておりました五件の物件の鑑定で、まだ詳細について続行中でございますけれども、有機燐系物質サリンが使用された疑いが強いということが判明をしております。

現在の捜査におきましては、被害者あるいはその他の目撃者から幅広く事情聴取を行っております。不審者、あるいはいつごろの時点で地下鉄に犯行物件があったかなどの詰めを行っておりますという状況でございます。また、関係駅での防犯ビデオ等からの分析というものを行っております状況でございます。

また、三月二十二日に飯谷さんの拉致事件の関連でオウム真理教の関係箇所二十五カ所を一齐に捜索をいたしておりますけれども、既に新聞報道されておりますように、捜索現場におきましてサリンを製造するために必要とされます薬品類多数を発見、押収をしております。そのほかの証拠資料等々、総合的に判断をいたしまして殺人予備の疑いが強いということで、二十六日に山梨県上九一色村にありますオウム真理教の第六、七、十サティアンの捜索、検証を行いましたところ、化学プラントと思われる設備を発見をして、現在なお捜索を続行中の状況でございます。

委員御指摘の、松本あるいは地下鉄におきましてサリン事件、あるいはオウム真理教との関係でございますけれども、日本国内におきましては極めてまれなサリンが使用された疑いが強いという点では共通の項目というものがござります。ただ、現時点におきましては、これをもちまして相互の関連性を直ちに結びつけて考えることについては今のところできないのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○甘利委員 二、三日前にオウム真理教のロシア支部長なる方がテレビのインタビューに答えて、あの運び出されたおびただしい数のドラム缶等について、あれは農薬である、これから食糧危機が来るからそれに備えて農薬の準備をしているのだ。農地もなければ種もないところで農薬だけをうしてあんなにつくるんだというふうな質問が飛んでおりました。

オウム真理教に関する捜査で押収された化学薬品がたくさんあると思えますけれども、その化学物質と今御説明があった機材で、いろいろな合成をしたりする機材、それらを使ってサリン以外のもの、例えば肥料であるとか農薬であるとか、そういうものはできる可能性というのはあるのですか。

○篠原説明員 お答えいたします。押収いたしました薬品の詳細な面につきましてコメントを差し控えておりましたと思っておりますけれども、一般的にサリンの原料物質と言われるものにつきましては、その多くがその中にあるところでございます。これらの薬品類につきましては、それぞれ農薬あるいは殺菌などの化学工業製品の生産に用いられているものと承知をしております。

○甘利委員 そうすると、要するにまだこれから解明をしていかなないと、一体あそこで何がつかれるのか、その特定はまだまだできないということですか。

○篠原説明員 お答えいたします。それぞればらばらにいたしますとそれなりの用途がある薬品でございますけれども、それらを総合して何をつくっておったかということにつきましては、私ども、その内部におきます試料採取によりまして、それが何が合成された、何を生産された跡なのかということの確認作業を現在行っておりますというところでございます。その結果が出ますればおのずから内容が判明するのではないかと、いふふうにご考えております。

以上でございます。

○甘利委員 オウム真理教は建てられている建築物にいろいろ名前をつけているわけでありませうけれども、科学技術庁と呼ばれている第七サティアンですが、科学技術庁とは迷惑な話なのですが、この一階の仏像の裏に秘密の実験室があって、そこがサリン製造所と捜査当局は断定をしたというふうに、昨日の夕刊、これは毎日報道されておるのですが、科学技術庁と呼ばれているところはどんな様子で、どんなことをしていたというふうに思われますか。

○篠原説明員 お答えいたします。

オウム真理教内におきます科学技術庁と言われるものは、いわゆるその中の組織の問題でございます。場所とはちよつと異なる概念でございます。

捜索を行っております第七サティアンにつきましては、その第七サティアンの施設の中の仏像をかたどった壁の裏に化学プラント様、実験室よりもむしろ大きな規模の化学プラントという言い方に近いような設備が発見をされております。ただ、これにつきましては、非常に大規模な状況でございますので、このプラント関係の専門的な知識を要するということで、現在、そういう専門的な知識を得ながら、中で何が合成されていたかについて捜索、検証を行っておるというような状況でございます。

以上でございます。

○甘利委員 化学物質一つ一つはある程度多方面の用途があるようでありますが、それを全部合わせて今の機器を使うとどうやらできるものは限定をされてくるというように思われます。できるだけ早い説明をお願いしたいと思います。

そこで、この種の一連の事件、社会不安を起してございますけれども、こうした事件の再発防止について伺いたいと思います。現在審議中の法案は化学兵器の禁止条約を受けての国内法でありますけれども、この法の整備でこうした事件の再発防止に対応は十分なのでしょうか。

○橋本国務大臣 これは既に委員よく御承知のように、まさに条約に対応し、今後こうした事態が起ることを未然に防止することを前提として法律案を作成してきたわけでありますが、その国会の御審議のプロセスにおいて異常な事件が発生をし、犠牲者を出すに至りました。私は、本場に亡くなられた方々の御冥福を心から祈りますと同時に、なお治療に時間を要する被害者の方々の一日も早い回復を祈りたいと思っております。

同時に、こうした事態を受けて参議院においてこの法律の早期の施行というものについての御修正を受けたわけでありますが、これだけで完全だとは私は考えておりません。そして現在、こうした異常な犯行、特定の化学物質を使用する犯罪について治安当局におかれて緊急立法の準備を進めていただいていると承知をいたしております。これらをおあわせて対策を万全にしていけることが必要であると考えております。

我々の立場としては、この法律案が成立をいたしまして以降、一日も早くその内容の周知徹底を図ると同時に、少なくともこの法律を一日でも早く施行し、厳正、徹底した運用を図ることによってこの法律案を国民のために役立つものにしてまいりたい、そのように今、心に誓っております。

○甘利委員 ただいま大臣から一刻も早い運用、適用というお話がありました。本法は参議院で修正をされております。施行日を前倒しをしますと原案でありますと六十五カ国が批准をした後より百八十日ということですから、起算いたしますと大体来年の夏近く、六月、七月になってしまふということでありまして、大分、一年以上縮まったわけでありまして。

しかし、こうした事件が起きているということはその原材料の管理がしっかりなされていなくて、ダミーを使った会社を通じて流れてしまふ。ですから、この法律が近々成立をしますけれども、直ちに、そういう特定物質を扱っている事

業者とか事業者団体には、管理を厳重にせよという通達を出していただくことがいいと思っておりますが、大臣のお考えはいかがでございますか。

○橋本国務大臣 私は、参議院における御審議の結果として修正をいたしましたその趣旨は、まさに今委員が御指摘になりましたような対応を我々に求めるものであると存じます。

こうした事件の再発防止の観点から、本法案の施行前といっても、実は特定物質などの厳重な管理を極力早く確保しておく必要性があることに変わりはありません。ですから、私どももいたしましては、本法案の施行に先立ってでも、関係事業者に対して、特定物質及びその原料物質について厳格な管理を行うように指導してまいりたいと考えており、委員の御協力をも心からお願いを申し上げます。

○甘利委員 この法律でカバーできないところは警察庁が今特別立法をお考えになっていらっしゃるということも漏れ何つております。二度とこの種の犯罪が起きないようにぜひ万全を期していただきたいと思っております。

ところで、この法律には条約上の義務を遂行するためのいろいろな義務が付与されているわけでありますが、その中でこうした特定物質を取り扱う事業者が、国際機関への届け出とか、あるいは立入検査ですかこれを受けるということになっておる。こうした義務を負う事業者は日本国内にどのくらいあつて、そのうち中小企業というのはどのくらいありますでしょうか。

○中島邦政府委員 お答え申し上げます。化学物質につきましては、民生用の、民間が使う、産業用に使う、こういった用途の度合いに分けて、四段階に分かれております。

特定物質というのは、今話題になっておりますサリンとかマスタードガスなどのものがございますが、こういったものにつきましては日本の国内には事業所は現在ございません。それから次に、第一種指定物質と申しまして、三塩化砒素とかチオジグリコールというのがござ

います。こういったものの届け出対象事業所数、これは約九十でございます。それに対して、国際機関等の検査の対象事業所数、これは約四十でございます。そのうち中小企業の割合は、届け出対象事業所数については約七〇%、それから検査対象事業所数につきましては四〇%でございます。

それから第二種指定物質、これは一般に使われているような農薬のクロロピクリンとか、そういったものがございますが、これにつきましては、届け出対象事業所数が約四十でございます。それから検査対象が三十でございます。中小企業の割合は、それぞれ二〇%、一〇%でございます。

それから最後に、まだ定義がはっきりしていませんが、有機化学物質というのがございまして、これは約一、千ぐらいの事業所がございます。そのうちの六〇%が中小企業ではないか。

さらに精査を続けておりますが、現状で私どもが調査している段階では以上でございます。○甘利委員 ただいまの報告にありますように、かなり中小企業がかかわっている比率が高いですね。これは安全を考えると、それからこういうような事件が二度と起きないということを考えると相当厳重にやってもらうという一方で、中小企業には新たな負担がふえるわけでありまして、だからといって、安全をゆるがせにしたいということには断じてならないわけでありまして、その辺のところをフォローしてあげるようないろいろな配慮をしてもらいたいというふうに思います。

時間が来ましたので終わります。○白川委員長 次に、大島章宏君。

○大島委員 日本社会党の大島章宏でございます。化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案について御質問をさせていただきます。質問に先立ちまして、さきの地下鉄のサリン事件等で亡くなられた皆さんに心からお悔やみを申

し上げますとともに、被害に遭われました皆さんが一日も早く回復されますよう心からお祈りを申し上げたいと思います。

平和で安全な国と信じていた日本であり、かつ日本海岸沿いにおきまして若い男女のカップルが拉致されたというふうな事件も起こりまして、新聞報道で私も知ったわけでありましたが、そんなことあるのかなという感じも持っていました。最近ですと、白昼堂々と大人の男性が拉致をされて行方不明という事件も起こりました。さらにいろいろと、今捜査が進んでおりますが、自由を拘束されたり薬物等も投与されていた疑いがある、また関係する家族等にも危害が及んでいるという報道を耳にしているわけでありまして、一体この日本というのはどうなってしまうんだらうか、全く一連の報道に驚きを禁じ得ないところであります。

さらに、最近の社会現象、子供のいじめの問題、けん銃の蔓延、ペット販売が絡む殺人事件等、これまでの日本の社会通念上なかなか理解しがたい事件も、奇怪な事件が起こっております。これも今日の日本の社会のいろいろなひずみが一気に噴き出した感があるわけでありまして、特に今回の一連のサリン事件は無差別殺人を目的としたものでありまして、断じてこれを許すこととはできないところであります。そして、けさの、警察庁長官が自宅前で狙撃をされるという事件が起こりました。犯人は逃走して現在不明であるということでありまして、これもまさに民主主義に対する挑戦であると言わなければならないと思っております。

改めて政治の原点は国民の生命と財産を守ることであることを関係者一同再確認をして、政治家を先頭として、行政の全面的協力を得ながらこの目的を遂行しなければならぬと思っております。徹底した捜査を行い、事実解明を行って、その事実を国民に公開しながら、社会秩序を回復するために毅然とした態度で臨まなければならないと思っております。最初に、この一連の事件に対する基本的姿勢

を、警察庁の方からお考えを伺いたいと思っております。

○篠原説明員 お答えいたします。先般の地下鉄のサリン事件につきましては、何の関係もない善良な市民を大量無差別に殺傷するという、前例のない、悪質きわまりない事件というふうな私ども認識しております。警察といたしましては、国民の不安を一刻も早く解消するため、全国警察挙げて、犯人の早期検挙、事件の全容解明と再発の防止に取り組んでいくところでございます。

以上でございます。○大島委員 警察庁長官が狙撃されたということももちろん警察庁の中では大変なショックであると思っておりますが、一日も早く警察庁長官がお元気になることをお祈りしていますが、さらに頑張つて国民の期待にこたえていただきたいと思っております。

次に、この事件そのものではございませんけれども、特定物質を製造するといいますが、特定物質を管轄する通産大臣としてこの事件に対する所感をお伺いしたいと思います。

○橋本国務大臣 ちょうど私が出勤の途中、ラジオで地下鉄の中に何か有害な物質がまかれたというのを聞き、心配しながら登庁いたしました。その後、捜査の中でこれに使用された薬物がサリンであるということを知りました。なぜなら、まさに、私は自分の耳を疑いました。なぜなら、まさに今回化学兵器禁止条約に関連する国内法を我々は立法し、国会に御審議を願っておたわけでありまして。

化学兵器にしか使えない物質が我が国の中でつくられていてということ自体を私は想像いたしておりませんでした。そして、松本サリン事件というものが報せられておりましたが、何らかの形でむしろ私は持ち込まれたものと自分で思ったかっただけです。通産省の職員の中からも六人療養を要する者を被害者として救えなければならず、まだその一名は自宅療養を続けております。それだけ

にこのような事件というものは本当に許しがたい。何としても捜査当局に、徹底した全容の解明とともに一日も早い犯人の検挙と、その直接の犯人ではなくてもその後ろにもしめるものがあるならばこの解明はお願いを申し上げたい、心から願っております。

同時に、通産省といたしまして、この法律案を国会に提出をいたしました時点で国内における製造といったことは全く想定しておりませんでした。ただ、この点についても御捜査が早くその方向を示唆していただけることを願っております。

同時に、極力早期に御審議を願いました後、成立と同時に一日も早くこの施行に向けて全力を挙げてまいりたい。そしてこのような事件が、我が国だけではなく、化学兵器というものの消滅によつて国際社会の中からも姿を消してくれる日が一日も早いことを願わずにはいられません。

○大島委員 通産省関係でも六人の被害者の方が出たという大臣からのお話もありましたけれども、関係者の皆さんが一日も早く回復されますようお祈り申し上げたいと思っております。

そこで、本法律案というものは、化学兵器の禁止というものを中心として、いわゆる条約を中心として制定されようとしている国内法案であります。このサリンというものを例として少し規制内容について質問させていただきます。

例えばサリンを製造した場合、それからサリンを所持した場合、また譲り渡しということがあると思っておりますが、サリンを運搬した場合、サリンを使用した場合、それから化学兵器の目的で製造、使用、所持した場合、それぞれどのような形でこの本法案を適用すると規制されるのか、通産省並びに警察庁の方からお答えをいただきたいと思っております。

○清川政府委員 サリンを例とした規制、本法案の内容のお尋ねでございます。この法律について御説明する前に一言申し上げ

る必要があるわけでございますが、我が国におきましてサリンあるいは特定物質という毒性の強い、化学兵器にしか使われていない、使われるはずのないという品物は民間企業としてつくつていなかったということを私もこれまでの調査で調べております。そのような前提ではございますが、本法案は、条約の適確な施行をするための国内措置としてこの条約の実施のための手続を担保する法律となっております。

まず、全体としましては、サリンは本法における特定物質として政令で指定されまして、製造、所持、使用は原則禁止をされる。そしてまた、例外的に研究、医療、製薬、防護のいずれかの用に供する場合には特定物質の製造が許可されることになっていくわけでございます。

具体的に法律に則して申し上げますと、製造に關しましては、法案の第四条におきまして、特定物質の製造をしようとする者は通産省大臣の許可を受けなければならないということになっております。また、当該許可の基準につきましては、申請者の特定物質の製造能力が条約の規定に即して通産省令で定められた限度を超えないことなどでございます。また、製造の許可を受けた場合であっても、実際の製造は製造者または第三者が使用の許可を受けている場合に限りまして、かつ使用の許可数量の範囲内でのみ可能とされているということが法案第十四条に明記されているところでございます。

第二の所持につきましては、申し上げますけれども、この法案の第十六条におきまして、サリンなどの特定物質の所持は、許可製造者が許可使用者に譲り渡すまでの間所持するといった場合などに限って可能とされているわけでございます。

第四の使用につきましては、特定物質の使用をしようとする者は通産省大臣の許可を受けなければならないということが法案第十条によって規定されております。そしてまた第十一条におきまして、当該許可の基準は、その物質が条約で認められた目的、繰り返しになりますが、研究、医

療、製薬、防護のいずれかの用に供する場合には特定物質の製造が許可されることになっていくわけでございます。

検査の場におきまして秘密保護に十分の配慮がなされるよう適切に対応できるように、その上で機密の保護が十分行えるように考えていきたいと思

います。また、届け出、検査というものが民間企業に大きな負担がかけられないように、しかも円滑に実施されることの必要性につきましては、これは国際的にも共通認識が既に生まれております。現在もそのための必要な方策につきまして、オランダのハーグに設置されている準備委員会、同時にその専門家会合で議論がなされております。そして、我が国といたしましても、産業界の実態などを踏まえながらこの議論に積極的に参加をしております。また、我が国自身の対策としては、今申し上げてまいりましたような届け出、検査を円滑に実施するための関係事業者が御利用いただけるようなマニュアルの作成、配布でありますとか、特に中小企業を対象とする情報提供、指導事業などの対策を産業界の御意見を伺いながら講じてまいっております。

今後もし引き続き国際的な検討と国内対策の両面において適切に対応しながら、これは中小企業だけではなく大企業にとつても大変な問題でありますから、中小企業を初め関係産業界が過重な負担を強いられることのないように努力をしたいと思います、そのように今考えております。

○大島委員 大臣の方から非常に細かな点まで配慮した対策等についての基本的な考えが示されました。そういうことで、民間企業等がこの法律の施行に伴って混乱しないようにぜひお願い申し上げます。

さて次に、この条約の批准というのは非常に重要な意味合いを持つていられるわけですが、国際的にこの条約の批准がなかなか進んでいない。特に先進国と言われている国々、アメリカもイギリスもまだ批准が済んでいないというような話を聞いているわけですが、このような大変重大な事件が起こったわけでありまして、この日本としてこれからのような働きかけをしていくのか、これ

は非常に重要だと私は思うのです。さらには、これからの国際テロにこのような毒ガスが使用されるのではないかと、あるいは生物兵器的なものを使用されるのではないかと、ということも言われているわけでありまして、まず外務省の方から、今後どういう形で化学兵器の禁止に関する条約の批准を各国に働きかけようとしているのかということをお願いしたいと思います。また、国際テロ対策等については、どういった連絡をとりながら国際的にこれを防止しようとするのか、外務省並びに警察庁の方からそれぞれお伺いしたいと思います。

○高松説明員 お答え申し上げます。御承知のとおり、化学兵器禁止条約の発効要件といたしましては、六十五カ国が批准いたしました後百八十日と規定されているわけでございます。本年三月の時点で署名国は百五十九カ国、批准国は豪州、ドイツ、フランス等二十七カ国ということでございます。

我が国は、条約の合意時に既に多くの国が条約に署名することを強く望んでおりまして、各国に署名の働きかけを行っております。また私も、現在国会の方の御承認を求めていますこの条約が批准されました場合には、まだ批准していない他の諸国に対しまして、あらゆる機会を通じてこの条約の早期批准を働きかけていきたい、こう考えております。

○小林説明員 国際テロ対策につきまして、外務省の考え方を申し上げさせていただきます。我が国は、従来より、理由のいかんを問わずにいかなる形のテロにも断固反対するという立場に立ちまして、国連あるいは国際民間航空機関等の国際機関におきます国際テロ対策の強化に積極的に参加するとともに、サミット諸国等志を同じくする諸国とともに国際テロ防止に向けた国際協力を積極的に推進してまいったところでございます。今後とも国際テロ防止の分野での国際協力を積極的に推進していきたいという所存でございます。

○大島委員 以上で終わります。ありがとうございました。○白川委員長 次に、斎藤鉄夫君。○斎藤鉄夫委員 新進党の斎藤鉄夫でございます。きょうは一時半という時間をいただきました。私は、今回の条約で国内的にも義務づけられます遺棄された化学兵器、この問題を中心に議論をさせていたいただきたいと思っております。議論が始まる前に、大前提として、化学兵器に対する認識といひましようか共通の土俵に立った議論をしたいと思います。その点についてまず大臣にお伺いしたいと思います。

兵器としては通常兵器、化学兵器、核兵器というものがございまして、ある意味では化学兵器に對する国際世論が最も進んでいるといひましようか、厳しいという面があると思ひます。化学兵器につきましても、一九二五年のジュネーブ議定書におきましても使用が許されるものではないという国際認識、共通認識が生まれたと思ひます。核兵器につきましても、まだ国際法違反であるというところが議論になっていられるわけでございますが、基本的には通常兵器と大きく異なるという認識はもう世界共通のものだと思ひます。

このように、核兵器、化学兵器が通常兵器とは異なるという認識が大前提になるわけでございますが、なぜ化学兵器が通常兵器と異なって使用が許されないものであるか、国際法的にも許されないものであるか、その根拠、根底となる考え方は何なのだろうかかと私もじっくり考えたことがあるのですが、やはり一つは無差別大量虐殺、これは核兵器にも通ずるところがございまして、無差別大量虐殺につながる兵器である。それからもう一つは、やはり遺伝的な後遺症にもつながりかねない兵器である。広島大学の西本教授の研究によれば、イペリットが遺伝子に及ぼす影響というのは、広島型の原爆で被爆中心から一キロメートルのところまで被爆した人の遺伝子影響と同じ効果があるというふうな研究報告もなされております。

この二点が通常兵器と大きく異なる。ゆえに国際世論として化学兵器の存在が許されない、私はこのように考えておりますが、大臣は化学兵器に對して基本的にどのような御認識をお持ちか、お聞かせ願えればと思ひます。

○橋本国務大臣 私はこうした分野の専門家ではありませんので、あるいは知識に偏りがあるかもしれません。その点はどうぞお許しをいただきましたと存じます。そして、いわゆる化学兵器と呼ばれるような、無差別、大量、非人道的という言葉を使わせていただきたいと思います。兵器が現実使用されたのは第一次世界大戦が最初であったのではなからうか。それまでには、あるいは戦史を調べればそれに近いものがあつたのかもしれない。しかし、社会常識として私が持つております範囲では第一次世界大戦が最初ではなかつたらうか、そのように思ひます。そして、その反省の上から立つて私はジュネーブ議定書がつくられたと思ひます。

しかし、今委員がイペリットを例にとられ、遺伝子への影響までをお触れになりましたけれども、私はジュネーブ議定書のつくられた当時、その遺伝子への影響までが考慮の対象にあつたとは思ひません。むしろその大量、無差別、非人道的な兵器という観点から議論をされ、そしてその使用が禁じられた、私はそう考えております。なぜなら、もし遺伝子への影響までが考慮されるほどの議論が当時なされておつたとするならば、今日、今国会に批准をお願いし、また現に国内法の御議論を願つておりますような化学兵器禁止条約のような考え方というものがある当時にも出ていたと思ひます。しかし、ジュネーブ議定書においてはその使用を禁止した。そして必ずしも、その製造でありますとか研究を含めまして、これらについて規制が加えられたわけではありま

せんでした。そして、遺憾ながら、その後の歴史を振り返つ

ておられます。

てみますとき、化学兵器というのは現実には戰場において使用されるいは使用される公算を今日もなお残しておる兵器であります。そして、今日の科学水準の中からは、その知見上、遺伝子の変形といった影響までを含めて、ただ単に大量、無差別というだけではなく、将来の人類に禍根を残すおそれのある兵器としていかに人々を見るべきであるかという認識は、国際的にある程度合意が生まれつつあると考えております。

ただ、それではそれが完全に定着したのかというならば、条約の批准が現在なおその発効に至る相当手前の水準にとどまっているという状況を見ても、残念ながら一般化したとは申せません。むしろ我々もって他の国々にも、殊に今委員が触れられましたもう一つの大量破壊兵器である核兵器の廃絶というものとあわせて化学兵器の根絶に向けて努力をする、その足場がこの条約批准と法律の制定により整うもの、そのように理解をいたしております。

○斎藤(鉄)委員 大臣の御所見を伺わせていただきました。また、基本的に無差別・大量殺りく兵器である、また将来の人類に大変な禍根を残す、そういう共通認識であるということを確認させていただきました。その認識の上で、共通の土俵の上でちよつとこれから議論を進めさせていただきたいと思ひます。

大臣は先ほど核兵器の廃絶の問題についても触れられましたけれども、基本的に化学兵器をこの地球上から根絶させるためには、私は核兵器の根絶とそれはセットになっているというふうな気がいたします。化学兵器は貧者の核兵器とも呼ばれておりました。核兵器を開発する力のない国が低コストで核兵器と同じだけの脅威を持つ兵器を開発する、それは容易に想像のつく動機でございます。その意味でも核兵器廃絶について同時に努力をしていかなければいけないと思ひます。

通産大臣の所管ではないかと思ひますが、政治家としての大臣の核兵器廃絶についての御所見

についてお伺いできればと思ひます。

○橋本内務大臣 あるいはこれは委員から多少おしかりを受ける意見かもしれませんが、私は従来から国連の安全保障常任理事国に日本は積極的に立候補すべきだ、そして安全保障理事会の常任理事国との立場をもって核兵器廃絶を世界じゅうに訴えたいということをお願いしてまいりました。個人として自分の見解を述べた書籍等にも同様の考え方を申し上げてきております。

私は、本場に核兵器というものの攻撃を受け、その被害を現に国内にとどめておる唯一の国としての日本は、積極的にその発言の場を求め、核兵器廃絶への訴えはこれからもいつまでも、これが残る限りにおいて続けていかなければならない我々の一つの責務であると思つております。それだけに、その発言に重みを持たせ、他国に対してその主張をし得る場所であればどこでも欲しい、私は積極的にそう考えてまいりました。そして今も同じような気持ちであります。

○斎藤(鉄)委員 大変力強い御決意を伺いたしました。化学兵器根絶のため、また核兵器根絶のために御努力をいただきたいと思います。

その化学兵器、核兵器と並び称される化学兵器が今回地下鉄サリン事件として我々一般市民の日常生活で使われたわけでございます。サリンが使われたのは人類史上今回が三回目だそうです。一回目がイラクによるクルド人難民の虐殺、それから二回目が松本事件、三回目が今回の地下鉄サリン事件でございます。先ほどの御質問にも答えられておりましたが、もう一度この地下鉄サリン事件に対して、そういう化学物質を所管される通産大臣としてどう御所見をお持ちかお聞かせください。

○橋本内務大臣 先刻も申し上げましたように、私は、松本のサリン事件というものが起きたとき、国内でまさかサリンを製造している人間があるとは全く想像をいたさないうちに、どこから持ち込まれたんだろう、もし本場にサリンであつたとするならばどこから持ち込まれたんだろう、

実はそういう発想を持つておりました。

そして今回、通産大臣として法案御審議をいただきます前に事務方からいろいろ説明を受けました。国内において化学兵器にしか使えないサリンを製造している者が存在するとは本場に思ひませんでした。それだけに、化学兵器禁止条約を批准するために国内法を整備しておこう、率直に申し上げるならそのような思ひでこの法律案の提案をしたのであります。

ところが、まさかと思うことが現実になり、地下鉄における多数の犠牲者を伴う事件に遭遇いたしました。考え方が浅かったのかなとも思いつつ、なおかつ事件発生直後は信じられない思ひでございました。

しかし、現実にはサリンが使用され、その影響を受けた職員は通産省にもあります。そして、六名のうちでまだ一名は療養を続けておる状態です。被害を受けられた多くの方々の回復が本場に一日も早く実現をしますように、亡くなられた方々に対する弔意とともに、私は、被害を受けた諸君が回復されることを心から願ひますと同時に、参議院においてこの実施時期を繰り上げるといふ御修正をいただきましたことを非常に時宜に適切な御修正と、そのように受けとめてまいりました。

ただ、この法律案だけで万全を期すというものはございません。まさにこれは化学兵器禁止条約に対して国内における法規を整備するというところからスタートしたものでありますから、このような犯罪行為に対する立法としては、警察庁で今御検討いただいておりますと聞いております。特別立法が一日も早く提出をされ、また一日も早く国会での御審議をいただけることを願ひますと同時に、我々は通産省としての立場において、今回御審議をいただいております法律案が成立をいたしました段階で、これを一日も早く国民の安全を取り戻すために使わせていただき、万全を期していきたく、そのような思ひでいっぱいでありました。

○斎藤(鉄)委員 どうもありがとうございます。

た。

今回の化学兵器禁止及び特定物質規制法案、これが施行されますと今回のような事件の再発防止にどれだけの効果があるのか。施行の前倒しということが参議院で修正議決されましたけれども、それも含めてどのようにお考えか。通産省のどなたからお答えいただければと思ひます。

○清川政府委員 本法案におきまして、サリンなどの特定物質につきましては、製造、使用などが原則禁止されまして、無許可の製造、使用などにつきましても刑事罰が科せられることになるわけでございます。また、サリンなど特定物質の原料物質につきましても、一定の範囲内での製造、使用は届け出の対象となるわけでございます。

この法案は、第一条の目的規定にも定めておるわけでございますが、化学物質の化学兵器への転用防止という条約の適確な実施のための国内措置を講ずることを直接の目的としているものでございまして、今回のような人の生命を奪う大量殺りく、あるいはまた公共の安全にかかわる事件に直接対応することを目的としたものではないという点は、先ほど大臣から御説明があつたとおりでございます。

しかしながら、この法案を一日も早く施行して厳正に運用を行うということによりまして、現在政府部内で検討中の特別立法あるいはまた刑法などの罰則規定と相まって、サリンなどの特定物質及びその原料物質の不法な製造、使用などを抑制する効果が期待できるものと考えているわけでございます。

特に、特定物質の製造等の規制、罰則等に関する規定の施行期日について、条約の発効を待たずに前倒しをする旨の国会での修正をいただいております。通産省といたしましては、一日も早く施行に努めまして、サリンなどの不正な製造あるいは使用などを防ぐように努力してまいりたいと思ひます。

○齊藤(鉄)委員 今回の地下鉄サリン事件と直接関係があるのかどうかわかりませんが、オウム真理教の施設を調査をしたときに、今回のこの化学兵器禁止法案で規制の対象となっている物質、例えば三塩化燐とかそういうものが大量にその施設から見つかっておりますけれども、例えば今度のこの法案が通れば、そういうものが大量に保管されていくというのを国としてもしくは通産省としてきちんと管理する状態になるのかどうか、その点についてはいかがでございますでしょうか。

○清川政府委員 お答え申し上げます。この条約を適確に遂行するための本法案につきましては、条約の規定にございまして、特定物質、これは専ら化学兵器にのみ使われるというような、サリンなどのようなものでございまして、これにつきましては製造などが原則的に禁止をされるわけでございまして。

○齊藤(鉄)委員 そうですね、この条約の規定に従いまして、一定の数量以上を製造する事業所については届け出をする、それから実績についても届け出をする、これは国際機関に対して届け出をする、このような形になってまいります。したがって、この届け出という法律上の規定に即しまして、どのような形で製造されているかというように、これは把握されることになるわけでございまして。

○齊藤(鉄)委員 ちよつとよくわからなかったのですが、そうしますと、条約にございまして表2剤、表3剤、そのものについては届け出だけですから、相手が届け出なかったらその把握はできない。表1剤については通産大臣の許可、認可が必要というようになっております。表2、表3剤については届け出だけに頼る、そういうふうな理解してよろしいんでしょうか。

○清川政府委員 届け出につきましては、御指摘のとおり表2剤、3剤、すなわち条約で言う表2剤、3剤につきましては、これらは第一種指定物質、第二種指定物質ということで整理されるわけでございますが、これらについては届け出をしていただくという義務があります。そしてまた、この届け出の義務につきましては罰則をもって担保されるというような法制になっております。

○齊藤(鉄)委員 そうしますと、例えば今回のオウム真理教のような場合、届け出がなければ、化学兵器の原料になるそういうものが大量に保管されていてもそれを感知するすべはない、これではちよつと手薄かなというふうな気もするのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○清川政府委員 この条約の施行という意味では届け出を求めているわけでございまして、その義務を担保するという意味でこの届け出義務についての罰則があるわけでございまして。

○齊藤(鉄)委員 そうですね、この条約の規定に従いまして、一定の数量以上を製造する事業所については届け出をする、それから実績についても届け出をする、これは国際機関に対して届け出をする、このような形になってまいります。したがって、この届け出という法律上の規定に即しまして、どのような形で製造されているかというように、これは把握されることになるわけでございまして。

○齊藤(鉄)委員 ちよつとよくわからなかったのですが、そうしますと、条約にございまして表2剤、表3剤、そのものについては届け出だけですから、相手が届け出なかったらその把握はできない。表1剤については通産大臣の許可、認可が必要というようになっております。表2、表3剤については届け出だけに頼る、そういうふうな理解してよろしいんでしょうか。

○清川政府委員 届け出につきましては、御指摘のとおり表2剤、3剤、すなわち条約で言う表2剤、3剤につきましては、これらは第一種指定物質、第二種指定物質ということで整理されるわけでございますが、これらについては届け出をしていただくという義務があります。そしてまた、この届け出の義務につきましては罰則をもって担保されるというような法制になっております。

○齊藤(鉄)委員 そうしますと、例えば今回のオウム真理教のような場合、届け出がなければ、化学兵器の原料になるそういうものが大量に保管されていてもそれを感知するすべはない、これではちよつと手薄かなというふうな気もするのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○清川政府委員 この条約の施行という意味では届け出を求めているわけでございまして、その義務を担保するという意味でこの届け出義務についての罰則があるわけでございまして。

○齊藤(鉄)委員 ちよつとよくわからなかったのですが、そうしますと、条約にございまして表2剤、表3剤、そのものについては届け出だけですから、相手が届け出なかったらその把握はできない。表1剤については通産大臣の許可、認可が必要というようになっております。表2、表3剤については届け出だけに頼る、そういうふうな理解してよろしいんでしょうか。

○清川政府委員 届け出につきましては、御指摘のとおり表2剤、3剤、すなわち条約で言う表2剤、3剤につきましては、これらは第一種指定物質、第二種指定物質ということで整理されるわけでございますが、これらについては届け出をしていただくという義務があります。そしてまた、この届け出の義務につきましては罰則をもって担保されるというような法制になっております。

○齊藤(鉄)委員 そうしますと、例えば今回のオウム真理教のような場合、届け出がなければ、化学兵器の原料になるそういうものが大量に保管されていてもそれを感知するすべはない、これではちよつと手薄かなというふうな気もするのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○清川政府委員 この条約の施行という意味では届け出を求めているわけでございまして、その義務を担保するという意味でこの届け出義務についての罰則があるわけでございまして。

○齊藤(鉄)委員 ちよつとよくわからなかったのですが、そうしますと、条約にございまして表2剤、表3剤、そのものについては届け出だけですから、相手が届け出なかったらその把握はできない。表1剤については通産大臣の許可、認可が必要というようになっております。表2、表3剤については届け出だけに頼る、そういうふうな理解してよろしいんでしょうか。

○清川政府委員 届け出につきましては、御指摘のとおり表2剤、3剤、すなわち条約で言う表2剤、3剤につきましては、これらは第一種指定物質、第二種指定物質ということで整理されるわけでございますが、これらについては届け出をしていただくという義務があります。そしてまた、この届け出の義務につきましては罰則をもって担保されるというような法制になっております。

○齊藤(鉄)委員 そうしますと、例えば今回のオウム真理教のような場合、届け出がなければ、化学兵器の原料になるそういうものが大量に保管されていてもそれを感知するすべはない、これではちよつと手薄かなというふうな気もするのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○清川政府委員 この条約の施行という意味では届け出を求めているわけでございまして、その義務を担保するという意味でこの届け出義務についての罰則があるわけでございまして。

○齊藤(鉄)委員 ちよつとよくわからなかったのですが、そうしますと、条約にございまして表2剤、表3剤、そのものについては届け出だけですから、相手が届け出なかったらその把握はできない。表1剤については通産大臣の許可、認可が必要というようになっております。表2、表3剤については届け出だけに頼る、そういうふうな理解してよろしいんでしょうか。

○清川政府委員 届け出につきましては、御指摘のとおり表2剤、3剤、すなわち条約で言う表2剤、3剤につきましては、これらは第一種指定物質、第二種指定物質ということで整理されるわけでございますが、これらについては届け出をしていただくという義務があります。そしてまた、この届け出の義務につきましては罰則をもって担保されるというような法制になっております。

○齊藤(鉄)委員 そうしますと、例えば今回のオウム真理教のような場合、届け出がなければ、化学兵器の原料になるそういうものが大量に保管されていてもそれを感知するすべはない、これではちよつと手薄かなというふうな気もするのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○清川政府委員 この条約の施行という意味では届け出を求めているわけでございまして、その義務を担保するという意味でこの届け出義務についての罰則があるわけでございまして。

うふうなことが新聞報道でも言われておりますけれども、今回のこの地下鉄サリン事件に対して自衛隊としてまた防衛庁としてどういう協力態勢をとられたのか、どういう技術をもってどういう協力態勢をとられたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○山中説明員 三月二十日の地下鉄におきます毒性のガス事案に際しての自衛隊の活動等でございますが、警察庁からの要請に基づきまして、警察庁科学警察研究所に化学防護の専門職員四名を派遣いたしました。さらに警察病院等に医官等三十五名を派遣いたしております。また、東京都知事、千葉県知事からの災害派遣の要請に基づきまして、練馬にありますが第一師団の化学防護小隊、市ヶ谷の第一師団の第三普通科連隊、さらに大宮の第一〇一化学防護隊、相馬原の第一二師団でございますが、そこにごいます化学防護小隊、こういったところから隊員約二百名、除染車約十両を派遣いたしました。霞ヶ関、日比谷、築地、小伝馬町、後楽園及び松戸の各地におきまして検査があるのは除染の作業を行ったということでございます。

○斎藤(鉄)委員 もう一つだけお伺いさせていただきますが、防衛庁また自衛隊の中にサリンという特定物質に対してその無害化もしくは処理の技術をお持ちで、それを適用されたというふうにごえてよろしいのでしょうか。

○山中説明員 防衛庁におきましては、もとより化学兵器そのものの研究等は行っておりませんが、万が一化学兵器を使用された場合を考慮いたしまして、その防護のための研究あるいは教育訓練を行ってきております。具体的には、防護のための防護衣でありますとかガスマスクの改善、あるいは実際の除染の方法等についての訓練を実施してきておりました。そういった訓練の成果が今回生かされているというふうにごえております。

○斎藤(鉄)委員 それでは、サリンについて特に特殊な技術があるというわけではないという理解

でよろしいでしょうか。

○山中説明員 化学兵器の防護という観点からいたしますと、もとよりサリン以外の物質が使用される可能性もあるわけでございまして、そういった化学兵器として使われるおそれのある毒物等についての研究全般を行ってきているということでございます。

○斎藤(鉄)委員 よくわかりました。ここで、条約の状況につきまして外務省にお尋ねしたいと思いますが、先ほどの甘利委員の質問に、発効の見通し、また早期批准に向けて努力すべきではないかという質問がありました。私もまさにそのとおりだと思います。

私は、甘利委員の質問に私自身としてもう一つつけ加えたいのはやはり北朝鮮の問題ではないかと思っております。北朝鮮の核兵器開発についてはかなり国際的な世論も注目をして、いろいろな国際的な努力がなされているわけでございますが、化学兵器につきましても、やはり日本の隣国にいる北朝鮮がこの条約に批准し、我々と同じ決意で化学兵器を根絶するということが日本の平和と安全にとつても非常に重要だと思っております。この北朝鮮の批准に向けての日本政府としての努力、これはどのようになっておりますでしょうかお願いたします。

○高松説明員 お答え申し上げます。委員御指摘の北朝鮮の問題でございますが、外務省といたしましては、北朝鮮もさることながら、また本条約の署名をしていない国に対しても、早急に署名をし、かつ批准の手続をしてもらうという方向であらゆる機会を通じて働きかけを行っていきたいというふうにご考えているわけでございます。

委員御指摘のとおり大量破壊兵器の不拡散という問題が現在の国際社会におきまして非常に大きな課題になっているところでございます。そういった意味でも、私どもは化学兵器禁止条約の早期発効が今後の国際社会の平和と安全を支える大きな柱になるというふうにご考えているわけでございます。

います。そういった意味でも、北朝鮮も含めましてできるだけ多くの国による早期の批准、そしてそれにより本条約の発効を目指して可能な限りの外交的努力をしていきたいと考えております。

○斎藤(鉄)委員 よろしくお願いたします。私、先ほど甘利委員と言いましたが、大島委員の質問でした。失礼しました。それでは、ちょっと次の問題点に移りたいと思っておりますが、旧軍化学兵器の遺棄問題についていろいろ御質問させていただきたいと思っております。この条約の中にも、遺棄された化学兵器、国内に遺棄されたもの、また国外に遺棄されたもの、それに対してきちんとした処理処分、廃棄処分をする義務がうたわれております。そういう意味で重要な部分ではないかと思っております。まず旧日本軍、日本陸軍がつくりました化学兵器について、これは防衛庁にお聞きすることになるんでしようか、外務省にお聞きすることになるんでしようか、どのように把握をされているか、どういう種類の化学兵器をどれだけつくったか、それについてお伺いしたいと思います。

○山中説明員 防衛研究所に保管をされております戦史資料によりまして、旧軍が製造をしております化学剤としては、非致死性のものといたしましては、催涙剤、これは臭化ベンジル等でございますが、それからくしゃみ剤、発煙剤などがございます。また、致死性の化学剤といたしましては、窒素剤、びらん剤、血液剤といったようなものが記録として残っております。旧軍はこれらの化学剤を発煙筒や手りゅう弾あるいは迫撃砲、爆弾等に充てんをして、兵器として実用化していたものというふうにご承知をいたしております。

その製造量についてでございますが、陸軍の造兵廠のもとで昭和七年から十六年までに製造されたものとして記録されておりますのは、砲弾で約百三十七万発、爆弾で約一万九千発、発煙筒で約二百三十五万個というところでございます。なお、昭和十七年以降の製造量につきましては、記録が

断片的でございます。旧軍が終戦までに総量としてどれだけの化学兵器を生産していたかということをご把握することは実際上困難でございます。

○斎藤(鉄)委員 最近いろいろな学術研究が発表されております。この毒ガス生産についての学術研究が発表されておりました。それによりまして、製造は大久野島、広島県の島でございますが、ここで生産され、砲弾化するのには、砲弾に詰める作業は北九州の曾根というところでされたということでございます。

それで、この大久野島兵器製造所という、東京第二陸軍造兵廠忠海製造所というところですが、ここで製造された毒ガスの総量は、いわゆる致死性のイペリットルイサイト、これが大体五千トン弱、四千九百九十二トン、それから青酸が二百五十五トン、それからくしゃみ剤、ジフェニールシアンアルシンが二千トン弱、千九百五十七トン、こういったもの。ですから生産されたほとんどが、いわゆる致死性のイペリットルイサイト五千トン、それからくしゃみ剤のジフェニールシアンアルシン二千トンだったのではないかと。いうふうなことがアメリカの公文書館に所蔵されている新資料等からわかってきたという学術研究がいろいろなところで発表されておりますが、これについて防衛庁はどういうふうにお考えでしょうか。

○山中説明員 米国からの関係については私も正式に承知をしているわけではございませんが、ただ、委員御指摘のように広島県の大久野島が唯一の製造工場であったとは言えないかと思っております。旧軍の化学兵器の製造場所といたしましては主として大久野島に建設された工場で行われていたと推定されると思っております。

○斎藤(鉄)委員 先ほど申し上げました五千トン、二千トンという量につきましてはどういふふうにお考えでしょうか。

○山中説明員 先ほどのお答えの中で、昭和七年から十六年までの製造量については、具体的な充

てんの兵器ごとに数量を申し上げたわけですが、全体量につきましては、私どもの防衛研究所において現在保管している資料から把握することは困難でございます。

○斎藤(鉄)委員 わかりました。

そこで、その製造された化学兵器、毒ガス、主にイペリットルイサイトとそれからジフェニールシアンアルシンですけれども、それが現在のようになっているのでしょうか。これにつきまして佐藤内閣時代に環境庁が中心になって調査をしたというふうに聞き及んでおります。この生産された化学兵器がどこへだけ運ばれ、どう使われ、また日本にどれだけ残って今それがどこにあるのか、その調査結果についてちょっとお聞かせください。

○生田説明員 お答えを申し上げます。

先生御指摘のように、昭和四十七年に大久野島で毒ガス容器らしきものが発見されたことを契機といたしまして、全国で旧軍の毒ガス弾の調査を行うことが決められておりました。その報告が昭和四十八年の三月に出されておりますけれども、その報告によりますと、先生既に御承知かと思えますが、終戦時に毒ガス弾等が保有されていたとされる地点は全国で十八カ所とされておりまして、保有されていたものは焼却による破壊、あるいは八つの海域に海洋投棄されたと思われる報告されております。

海洋投棄されました八海域のうち三カ所につきましては、大変深度が深く安全であるという報告がなされておりました。その余の五カ所につきましては、その後掃海あるいは実地探査が行われておりまして、既に何らかの安全措置が講じられているという報告になっております。

○斎藤(鉄)委員 生産されたもののうちどの程度の量が海外で使われ、どの程度のものが日本に残り、そして残ったものうちどの程度が埋設、またどの程度のものが海に捨てられたか、そこら辺はわかりませんか。

○生田説明員 この当時の調査結果を拝見いたし

ますと、当時の調査につきましては政府を挙げて取り組んだと聞いておりますが、当時として知り得る限りのことが調べられたというぐあいに理解しておりますが、残念ながら量につきましては把握はできておりません。

○斎藤(鉄)委員 この大久野島毒ガス問題関係省庁連絡会議で調査をされたということでございますが、この連絡会議に入られた省庁はどこどこかわかりますでしょうか。

ちょっとこれは質問通告してないので申しわけないのですが、通産省が入っていないというふうにお聞きしました。こういう化学兵器、化学製造品を所掌する通産省が入っていないのはちょっと片手落ちかなという気がしましたので、この質問をさせていただきましたけれども、いかがでしょうか。

○生田説明員 四十七年当時の関係省庁連絡会議というぐあいに理解してよろしゅうございますでしょうか。――内閣官房の内閣審議室、それから大蔵省、厚生省、水産庁、海上保安庁、建設省、防衛庁、警察庁、それに私ども環境庁でございます。

○斎藤(鉄)委員 なぜ通産省が入らなかったのでしょうか。

○清川政府委員 突然のお尋ねでございますが、私ども担当の室長など過去のことも調べてみましたが、直接的にはわからないわけでございますが、ただ、今考えられますのは、化学兵器を通産省は所管していないということであろうかと思っております。つまり、私ども、化学物質につきましては、それは製造その他につきまして担当いたしましたけれども、当時この大久野島で出た化学兵器という形のものも私ども担当してはなかったということによるものと考えられます。

○斎藤(鉄)委員 ちょっと外務省にお聞きしたいのですが、大久野島で毒ガスが製造されたという事はもうこれは紛れもない事実で、それが先ほど環境庁から御報告がありましたように内

内十八カ所に埋められ、また八つの地域で海洋投棄されたということですが、今回の条約から生まれるこれらの遺棄された化学兵器に対する処置義務についてはどのように考えればよろしいでしょうか。

○高松説明員 お答え申し上げます。

条約上、老朽化した化学兵器がほとんどの場合遺棄された化学兵器に当たるとは考えておりますが、自国について条約が効力を生じた時点でその存在が既に判明しております場合には、締約国は、化学兵器の禁止のための機関に対しまして入手可能な情報を提供し、また廃棄を行う義務を負うと規定されております。老朽化した化学兵器の廃棄につきましては、化学兵器の廃棄と同様、原則として条約が我が国について効力を生じた後一年または二年以内に開始し、条約が効力を生じた後五年または十年以内に完了することと規定されております。

なお、条約におきましては、一九七七年の一月一日以前に地中に埋められかつ引き続き埋められたままである化学兵器及び一九八五年一月一日以前に海洋投棄された化学兵器につきましては、申告、廃棄を締約国の義務としておりません。これにつきましては、この化学兵器禁止条約が本来軍備条約であるという性格上、軍隊が現実には保有する化学兵器を廃棄することを第一義的な目的としているため、地中に埋設もしくは海洋に投棄された化学兵器については、国際の平和と安全に対し脅威を与えるものではない、また、新たに引き揚げる等の対処を行うことがかえって危険な場合もあり得ると判断から、条約上の申告、廃棄の義務を課さないこととしたと私どもは理解しております。

○斎藤(鉄)委員 今御答弁あった部分が今回の法案審議の中でも一番大事な点ではないかと思っております。

条約の第三条と第四条に、第三条が申告、第四条が化学兵器の廃棄ですけれども、その中の文章は確かに、「一九七七年一月一日前に締約国

の領域内に埋められた化学兵器であって引き続き埋められたままであるもの又は千九百八十五年一月一日前に海洋に投棄された化学兵器については、当該締約国の裁量により適用しないことができる。」という文章になっておまして、今話題にしております大久野島で生産された化学兵器が埋設された部分につきましては、それをどうするかは締約国の裁量によっている、こういうふう

に読めるのではないかとお聞きします。

「適用しないことができる。」ということでございますが、当然これは適用する方が前向きな対処だと思っております。これは後でまた議論の対象にしたいと思っておりますが、中国で遺棄された化学兵器についてはこの条約上の義務が生まれてくる。日本として何らかの廃棄処分をしなければいけないわけでございます。締約国の領域外です。中国ではきちんと中国の方の環境破壊や健康に配慮して処置をするけれども、日本国内に埋められた化学兵器についてはこの文章があるので逃げられないのは筋が通らない、このように思うわけでございます。

ちょっとこの点について議論したいと思っておりますが、この「当該締約国の裁量により適用しないことができる。」これはもちろん政府が裁量するわけですが、省庁でいえるほどが担当になるのでしょうか。これは条約を担当される外務省のお答えになるのでしょうか。

○高松説明員 お答え申し上げます。

委員御質問の点についてでございますが、先ほどお答え申し上げましたとおり、一定の、旧軍の化学兵器の処理につきましては条約上の申告、廃棄の義務としては規定されておられません。これにつきましては具体的なケースが生じた場合には従来から関係省庁連絡会議のもので対応が行われてきていると承知しております。今後とも問題が生じれば関係省庁間で連絡、協議をいたしまして適切な対応が行われるというふうにご考えております。

○斎藤(鉄)委員 そうすると、先ほどの関係省庁

連絡会議で対応していく、こういう理解で、この条文は「適用しないことができる」という文章になっておりますので、適用するかしないかは環境庁が中心になって決めるべき問題だ、そういう理解でよろしいでしょうか。

○高松説明員 国内的にそういった老朽化した化学兵器が発見された場合にどのように対応するかといった点につきましては、現在どの省庁が具体的にどういう対応をしていくか政府部内で協議中でございます。関係省庁連絡会議での検討の可能性も含めまして現在私どもで鋭意検討中の状況でございます。

○斎藤(鉄)委員 それではちよつとはつきりしませんので、大臣に政治家としてお聞きすることになるかと思うので、旧日本軍がつくった化学兵器について、中国に遺棄されたものについては、これは後でまた議題にしたいと思っております。日本が責任を持つてある程度の処分をしなければいけない、こういうことになっております。

日本に埋設処理されたところが十八カ所、その中でも例えば広島県、そのたぐさんの部分が広島県に埋設されているわけでございますが、その中で問題になったところについては今のところ県がそれに対応しております。県がお金を払って無害化なりいろいろな処置をしております。そういう状況がございまして、私は、やはりこの条約が批准される、そして日本の国内法が制定される、そういう中で国が責任を持つてこの日本の中の十八カ所の埋設箇所につきまして何らかの最終処分、処理処分をしていかなくてはならない、こういうふうなふうに思っております。

現実には、今まで遺棄された化学兵器によって亡くなった方が、市民の死者が四人、また負傷した人もたくさんおります。そういう現実がある。その化学兵器はもとと国がつくったもの、旧軍とはいえる国がつくったもの。その処分について、いろいろな省庁でどこがやるのかということについては議論があるように思いますが、ある意味では

化学品を所掌する通産省がイニシアチブをとってこの最終処分に向けて何らかの手を打つべきだ、というのが思いますが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○橋本内務大臣 かつて昭和四十年代の半ば、私が厚生省の政務次官をしておりましてころには、毒ガスではありませんが、爆発物、不発弾の処理とかあるいは浮遊機雷とかの問題がまだ残っております。今そういったことを振り返りながら考えてみておりますが、今御指摘になりました旧軍の兵器、化学兵器の残存物に対する処理というのは、これは通産省とされるのは私はちよつと違い過ぎるようには思いません。

なぜなら、化学物質というものを通産省は工業用原料として主管しておられるわけですが、化学兵器の処理にノウハウを持っておられるわけではございません。これは果たして国内法の世界だけなのかあるいは条約の世界も絡むのかよくわかりませんが、やはりこういう問題が外務省を中心にした関係省庁において議論をされて方向は決めるべきものだと思います。少なくとも化学兵器というものを対するノウハウを持たない通産省がイニシアチブをとられる御意見は、私はちよつと賛成をいたしかねます。

○斎藤(鉄)委員 その点については私も納得をいたします。それでは、この文章にある「締約国の裁量により適用しないことができる」というまま放置することもできる。しかし、今私はそれは許されたいと思っております。そういう意味で、政治のイニシアチブでやはりこの国内に遺棄された十八カ所の埋設処分については国民の健康を守るために何らかの処置をすべきではないかと思っておりますが、それに対しての、通産大臣としてではなく、政府の中心人物の政治家としてどのようにお考えでございますでしょうか。

○橋本内務大臣 私は中心人物ではありませんが、政府の端々の方の人間でありますけれども、これは正直に申し上げまして、私は、一体埋

蔵処理あるいはコンクリート等で遮へいをして処理をされた化学物質というものが経年的な変化を起し得るものなのかどうか、あるいは当初の兵器としての能力を依然として完全に維持し続けているものなのか、その辺についての知識がありません。

それだけに、仮に現実に現時点において、かつて処理をしたという前提で埋蔵されたものがどんな状態にあるのか、これは判断する能力がありませんのでよくわかりませんけれども、それが国民の健康、生命に不安を与えるような状態が懸念されるのなら、これは政府のどこがそれを考えるのがいいのかちよつと私も浮かびませんけれども、いずれにしても、やはりそうしたものに對する対応というものは考えなければならぬと思っております。

○斎藤(鉄)委員 よろしく御検討をお願いしたいと思っております。大久野島でつくられた化学兵器、一つはイペリットルサイト、これは致死性のものです。もう一つがジフェニールシアンアルシン、くしゃみ剤でございます。中国で遺棄された化学兵器の大半、九割方はこのジフェニールシアンアルシンとサイトでございます。

ジフェニールシアンアルシンはくしゃみ性のガスでございます。イペリットルサイトは毒性はないと言われておりますが、なぜこのくしゃみ性のガスをこれだけたくさんつくったかといますと、よく調べてみますと、これはくしゃみをさせて、くしゃみをしますと必ずその次に息を大きく吸い込みます。このジフェニールシアンアルシンとイペリットルサイトを同時に使う。イペリットルサイトだけの場合は、息をしないでもしくは防毒マスクだけで生き延びることができず、息をしないで逃げれば何とか生き延びられるわけですが、このジフェニールシアンアルシンを一

緒に使えばくしゃみをせざるを得ない、くしゃみをすれば必ず次に息を吸い込む、それで確実に殺

すという非常に悪魔的なものでございます。つくっているときは、これは大して毒性がないからという事で罪の意識を軽減させながら製造する人はつくったそうですが、現実にはもう一人も殺さないでおくものかという細かい悪魔的配慮に基づいてつくられたものでございます。

このジフェニールシアンアルシンが条約の対象物質になっておりません。これは、多分こういうものは日本しかつくっていませんからだと思います。そういう意味では、日本の陸軍は本当に細かいことまで考えて、化学兵器の致死性を、有効性を高めようと悪魔的にも考えたのだという気がするわけですが、私は、このジフェニールシアンアルシンが条約の対象になっていない、したがって、今回、今我々が審議しております国内法の中にも入っていない、これは非常に片手落ちのような気がいたします。

片手落ちと言ふ言葉はおかしいのですが、国際条約としては、確かにほかにつくられていませぬので、入っていないにしても、日本では化学兵器の半分近くはこのジフェニールシアンアルシンだった。したがって、国内でこの化学兵器禁止条約を対象にするときには当然このジフェニールシアンアルシンも国内法の中に入らなければならない、このように思うわけですが、国内法でなぜ入れなかつたか。条約に入っていないからという答えだと思っておりますが、私は入れるべきだ、こう思うわけですが、いかがでございますでしょうか。

○清川政府委員 御指摘のジフェニールシアンアルシンでございますけれども、化学兵器の分類の中で、人を数時間無力化する目的、くしゃみという点ではそういったような内容のものでございまして、この条約の国際会議における審議におきましては、これは軍縮会議の一環でございますから、ありとあらゆることが審議された上で本件は条約に入っていない点は委員御指摘のとおりでございます。本法案につきましてお尋ねでございますけれども

も、本法案は、第一条の目的で明快にうたつてい
るわけでございますけれども、条約を適確に実施
するということで、条約実施担保法という位置づ
けをこの中で得ているわけでございます。そのよ
うな意味で条約を担保するための物質に限定して
いるわけでございます。

これはなぜかという点でございますけれども、
やはり一つには、法目的を明快にするというもう
一つの考え方として、国民に権利義務を課すとい
う場合にその根拠をどう考えるかという点に関係
が及ぶわけでございますが、そのような観点から
私どもは、国が、日本国が国際的に約束をする
という条約の適確な実施としてこの国内法の原案で
よろしいものと考えて法案を作成している次第で
ございます。

○斎藤(鉄)委員 それでは、このジフェニールシ
アンアルシンは化学兵器と考えていいという理解
でいいでしょうか。これは外務省にお聞きした方
がいいかと思っております。

○高松説明員 ジフェニールシアンアルシン、い
わゆるくしゃみ剤でございますが、これにつきま
しては御指摘のとおり化学物質に関する附属書の
表には掲げられておりません。他方、これらの表
は検証措置を実施するために化学物質を特定する
ものでございまして、条約上の化学物質とは、こ
れらの表に掲げられていない物質であつても、条
約上の毒性化学物質またはその前駆物質に該当
し、条約上の化学物質として扱うべき物質が存在
する可能性は排除されないと理解しております。
ただし、この条約によりまして禁止されてい
ない目的のためのものであり、かつ種類及び量が
当該目的に適合する場合は除かれるという条約の
規定ぶりになっております。

したがいまして、ジフェニールシアンアルシン
が条約上の化学兵器に該当するか否かを判断する
ためには、本条約上の毒性化学物質またはその前
駆物質の定義に該当するか否か、またその保有の
目的、量等につきまして判断することが必要とい
なつてまいります。これにつきまして私どもとい

たしましては、有識者の意見や各国の考え方等も
参考にいたしまして今後鋭意検討したいと考えて
おります。

○斎藤(鉄)委員 大久野島周辺、また日本全国
に、ジフェニールシアンアルシンといひますか、
これはくしゃみ剤ですけども、その前物質であ
るジフェニールアルシ酸が大量に埋設処分をさ
れております。これは当然大久野島で毒ガスをつ
くる原料として生産されたものでございまして。そ
ういふものが日本の国内に埋設されている。その
取り扱いが条約上どうなりますでしょうか。

○高松説明員 お答えを申し上げます。
ただいま申し上げましたとおり、ジフェニール
シアンアルシンが条約上の化学兵器に該当するか
否かは、現在の時点ではまだ判断できかねる状況
でございます。仮に化学兵器に相当するといふこ
とになりましたら、先ほど申し上げましたとお
り、一九七七年以前に既に埋設された化学兵器で
ございまして、これにつきましては、条約上の
義務としてはこれの廃棄等の義務はないといふ
うに規定されております。

○斎藤(鉄)委員 現実には広島県では、これも広島
市の公園ですけれども、最終処分されたこととされる
このジフェニールアルシ酸が漏れ出しておりま
して、土壌汚染を引き起こしております。これに
ついて広島県では三十億円の費用を用意し、その
ジフェニールアルシ酸、これは有機砒素化合物
でございますので、これを無機化して、無機化す
ると不溶性砒素化砒素になりますので、不溶性とし
て処分すればそれはかなり安全性が高いといふこ
とで、その処分を百二十トンのアルシ酸につい
てやることになっております。

こういふ問題が現実起こっている。国が
くつた化学兵器の原材料で現実そういう土壌汚
染、環境汚染を引き起こされている、こういうこ
とでございまして、私はこれは先日の環境委員会
でも訴えさせていただきましたけれども、今回こ
ういふ化学兵器禁止条約ができた、またその国内
法が整備される、そういう環境下において国が責

任を持つてやるべきことなんじゃないか、このよ
うに私は思うわけですが。その点につきまして環境
庁から、環境庁がイニシアチブをとってやるべき
ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○生田説明員 先生の御指摘の出島東公園のケ
ースにつきましては、昭和二十六年に広島県から一
度民間事業者が払い下げられておりました。しか
しながら、当時当該民間事業者がその処理能力が
ありませんで、大変長期にわたり放置されていた
という事実がございまして。したがいまして、昭和
四十八年に広島県がこの事業者が所有権を放棄さ
せまして、かわつて広島県が埋設をした、そう
いった特別の経緯がございまして。

したがいまして、本件の対象物によりまして土壌
汚染につきましては、埋設処理をした広島県の事
業に起因しているものでございまして、今回の
ケースにおきましては広島県がみずからその経費
を負担するといったことになつたわけでございま
す。

その他のものにつきましては、先ほどお答えを
申し上げたと思ひますが、当時の、昭和四十七年
の調査の結果を見た限りにおきましては、既に何
らかの安全措置が講じられていたといふことにな
つておりますので、私どもとしては、現段階に
おきましては、既に処理が行われたものといふぐ
あいに考えているわけでございまして。

なお、先ほど全国十八カ所で埋設処理が行われ
たというお話でございますけれども、私の答弁を
正確に申し上げますと、最終時に毒ガス弾等が保
有されていたとされる地点は全国十八カ所とい
うぐあひになっております。ただし、その十八カ所
につきましても、保有されていたものにつきまして
は焼却による破壊が一たんなされておる、あるいは
先ほど申し上げましたように八つの海域に海
洋投棄がされた、そういった処理がなされている
といふふう聞いておられるところでございまして。

○斎藤(鉄)委員 焼却による廃棄というのは酸化
させるだけです。有機砒素の化学形態は酸化
のまま残ります。ある意味で無機化しないと毒性は

なくならないわけですから、それでもつてすべて
処理が済んだというのとは間違ひだといふことを私
はちよつと指摘しておきたいと思ひます。

この問題は終わりますけれども、広島では、先
ほどの土壌汚染事故にしましても、もう既に最終
処分されて、コンクリートできちんと固められて
全然問題ないんだと言われたものがこうなつたわ
けでございまして。大久野島に行きますと、そうい
うコンクリートによる最終処分どころではない、
土に埋められただけというものがたくさん残つて
おります。そういう現実があるわけでございまし
て、この広島におきましては、核兵器とともに、
この埋設処分された毒ガスの問題が解決しなけ
れば戦後は終わらないぐらゐのつもりでございま
す。

今度この国際条約としてこの国内法を整備され
るわけでございまして、その点については、条
文に「適用しないことができる」といふ文章が
あるからといつてそれで逃げるということではな
くて、前向きに対処をしていっていただきたい。
それが国民の平和と健康を守る、安全と健康を守
る政府の役目であらう、私はこのように思う次第
でございます。

中国に残された遺棄化学兵器の問題について
ちよつと御質問をさせていただきたいと思ひま
す。大久野島でつくられたイペリットルイサイト
またはジフェニールシアンアルシンが大量に中国
に運ばれて、実際の戦役で使われたという学術研
究も報告されておりますが、これは防衛庁の方に
お聞きするのがいいかと思ひますけれども、どの
程度が中国に運ばれ、そのうちのどの程度が実際の
戦役に使われ、どの程度が遺棄されたか把握され
ておりますでしょうか。

○山中説明員 防衛研究所に保管をされておりま
す戦史資料からの判断でございますが、旧軍が中
国で最も多用した化学剤は、御指摘がございま
したように、いわゆるくしゃみ剤であります。そ
の効果から判断いたしますと、いわゆる交戦部隊
の行動を一時的に阻害をするという目的で使用を

したものと考えられます。ただ、最も多用したと申し上げましたが、具体的な量等については把握をいたしておりません。

○青藤(鉄)委員 それでは、政府としては、実際の戦役には化学兵器は使われなかった、そういうふうに認識されているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○山中説明員 いわゆるくしゃみ剤を旧軍が多用したということは今お答えをしたとおりでございますが、これは非致死性の化学剤ということであります。先ほど来お話にございますイペリットなどの致死性の化学剤を充てんした兵器を実際に使用したかどうかということにつきましては、資料が断片的で確認することはできません。

なお、今お尋ねの化学兵器を使用したかという点につきましては、先ほどの御議論にございましたように化学兵器そのものの定義をどうとらえるか。非致死性の毒物を使用したものも広い意味での化学兵器の概念に含めるといことになりまして、くしゃみ剤等も当然それに入るわけでございますから、化学兵器を使用したということでございます。ただ、致死性の化学兵器という狭義の概念からいたしますと、ただいま申し上げましたように確認することができないということでございます。

○斎藤(鉄)委員 もう十年前になりますが、一九八四年六月二十日の外務委員会、当時の安倍晋太郎外務大臣が、毒ガスを中国で使ったかという質問に対して、「こういう問題に対しては、日本もかつてそうした一つ過ちを犯しておるだけにこれに対して積極的に取り組んでいかなければならぬ、」という答弁をされておりました。私は、いろいろな学術的な研究の結果から、致死性のものにつきましても中国で使われたというのが大勢になりつつあるというふうに聞いております。この致死性の毒ガスを吸わせるためにジフェニールシアンアルシン、くしゃみ剤と一緒に使った、そういう理解をしておりますので、私はそういう認識の上に立って中国に遺棄された化学兵器の問題

についても対処していかなくてはいけないのではないかと思います。

外務省にお聞きしますが、この中国で遺棄された致死性のイペリットそれからジフェニールシアンアルシン、大体一対十の量だそうでございますが、これについて条約上どういう義務が日本にあるのかお聞かせください。

○高松説明員 お答え申し上げます。化学兵器禁止条約を批准いたしました場合、我が国が中国の遺棄化学兵器問題についていかなる義務を負うかという御質問でございますが、これにつきましては、日中双方が条約の締約国となりまして、かつ同条約の規定に基づきます化学兵器の禁止のための機関による査察等を通じまして、我が国が他の締約国、具体的にはこの場合中国でございまして、その領域内に化学兵器を遺棄した締約国として特定されました場合には、我が国は遺棄化学兵器の廃棄につきまして本条約上の遺棄締約国としての義務を負うこととなります。

具体的には、条約は遺棄締約国が遺棄化学兵器に關しまして申告、廃棄等の義務を負うこと等について規定しております。

○斎藤(鉄)委員 その遺棄された化学兵器、一説には、ちよつと今数字がすつと出てきませんけれども、数百トン単位のイペリットイサイトとジフェニールシアンアルシンが遺棄されているということでございますので、それに対して当然日本がしるべき措置をとらなくてはいけない、こういうふうに私は思います。

それで、先ごろこの遺棄された化学兵器について調査団を派遣して現状を調査されたということでございますが、時間がありませんので、簡潔にその結果につきましてお聞かせしたいと思います。

○野本説明員 お答え申し上げます。この中国の遺棄化学兵器の問題につきましまして、一九九〇年に中国側から処理の要請があつて以降、日中間で協議及び視察、調査が行われてきております。最近も、現状を把握すべく、二月下旬から三月初めにかけまして調査団を派遣したとこ

ろでございます。

その調査においては、中国側にて既に一時保管されていた遺棄化学兵器の種類が特定され、それらは旧日本軍のものである可能性が極めて高いということが明らかになるとともに、これら遺棄化学兵器を密封容器に収納いたしました。改めて別の保管倉庫への保管を行い、さらに化学兵器の埋設場所の現状を視察、それから地中探査を行いました。将来の発掘調査のための情報収集を行ったところでございます。

○斎藤(鉄)委員 今後どういう方向で、また方針でこの遺棄化学兵器について処理処分をされていくおつもりか、その点お伺いします。

○野本説明員 本件につきましては、ただいま申し上げましたように、既に中国側と協議もを行い、視察、調査も行っているところでございますが、まずその実態把握のために、今後一層調査等によつて事実関係の把握に努めるということでございます。我が方としては、日中共同声明、日中平和友好条約、また化学兵器禁止条約の精神を踏まえまして、具体的な処理のあり方につきましまして今後中国側と鋭意協議を行つていきたいと考えております。

○斎藤(鉄)委員 時間がなくなつてまいりました。最後に、大臣にお伺いして質問を終わりたいと思つております。

通産大臣としてはお答えにくい部分があるかと思つて、この中国に遺棄された化学兵器の処理問題、これは密封すればいいという話ではなくて、ある程度化学的な処置を施して無害化をさせる必要がある、そうすると日本の化学工業の力が必要になってくると私は思います。そういう意味でこの中国に遺棄された化学兵器の問題についてどういふふうにお考えになるか、それが第一点でございます。

それから、今回この化学兵器禁止法案が国内法として成立するわけでございますが、この一日も早い日本の中における実施体制の確立、また一日も早い成立に向けての通産大臣としての御決意、

この二点をお伺いしたいと思います。

○橋本國務大臣 中国における遺棄された化学兵器につきましましては、先刻来御答弁がなされておりますけれども、通産省といたしましては、外務省を中心としたこの問題の解決に向けた対応を注意深く見守つていきたい。その中で果たすべき役割があるなら、当然のことながら果たしていくということでありましよう。いずれにしてもこの解決に向けた対応を注意深く見守つてまいりたいと思つております。

同時に、本法律案の通過、成立後における対応につきましましては全力を挙げて努力をしまつてまいりたい、そのように考えております。

○斎藤(鉄)委員 どうもありがとうございます。厚生省の方にも来ていただいたのですけれども、時間がなくなつてまいりました。質問をさせていただきます。申しわけございませんでした。

今後とも、国内におけるこの化学兵器禁止法案の有効な発効、また地下鉄サリン事件のような事件が二度と起こらないための施策、御努力をお願いしたいと思います。

質問を終わります。

○白川委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 私は、まず最初に、地下鉄サリン事件それから松本サリン事件で犠牲となつた方に対して御冥福をお祈りいたしますとともに、今も入院されている方など被害者の方に対して心よりお見舞いを申し上げたいと思つております。

そこで、最初に警察庁に伺いたいのですが、三ヶ点伺います。一つは、地下鉄サリン事件は、首都中枢機能が集中する震が三つの路線、五本の電車が大体ほぼ同じ時刻に集中するときに発生した同時多発の事件でしたが、当然組織的犯行といふふうな推察されます。仮谷さん拉致事件で強制捜査が行われておりますが、捜査が続けられているオウム真理教に対する強制捜査というのは、地下鉄サリン事件も視野に入れた捜査であるのかどうか、これを一点目に伺います。

二つ目に、松本サリン事件を現地調査したアメリカのシンクタンク、化学兵器軍縮研究所がことし一月に、松本事件は、「小人数のグループが本格使用を前に、不慎れな製法、運搬技術をテストした可能性が高く、日本の当局やメディアが語る「事故」はあてはまらない」ということ。二つ目に、「グループは銀座のデパートとか地下鉄主要駅での散布がいかにも破滅的效果をもたらさずか知ったはずだ」ということ。そして三つ目に、「テロリストがたくらむ次の局面への深刻な予告と受け取るべきだ」というふうな結んでおります。また、最近、研究所のオルソン副所長が来日された後、タブンの製造も可能な設備と原材料物質を持っていて一層危険であるということも指摘しているわけです。

私はこういう点で、この報告書は被害者や警察、病院関係者からの聞き取り調査や現地調査を踏まえて出されたと言われておりますが、この報告書を警察が入手していらつしやるかどうか、またそれを手に入れて捜査の参考ともし、また今後の大量使用等を未然に防止する上で十分生かしていくということが必要だと思っておりますが、この点についてどのようにしていらつしやるか、これを二つ目に伺います。

三つ目に、松本サリン事件のときに、私は少しこの初動にやはり問題があったのじゃないかというふうな思っております。私は化学の専門家じゃありませんが、例えば電気工学の分野でアモルファス太陽電池の実験などにしても、致死性の気体を使用するのは、それは当然ドラフト等のある実験設備を使うわけですね。松本のとき、何か特定の個人がかかわっているような印象で、そこへずつと行っていたように見えるのですが、素人的に見ても、原材料物質とともに一つは装置が必要なんですね。その装置というものは、グローブボックスなりあるいはちゃんとしたドラフトのついたそういうものがないと実験者自身が死に至るわけですから、そういう点で、やはり思い込みというものが、その後の情報提供の協力が十分得られなかつ

たりあるいは今回のようなことにつながるような、事件の解明をおくらせることになったのではないかと、その点を懸念しているものであります。以上三点について簡潔にお願いしたいと思います。

○篠原説明員 三点についてお答えいたします。

三月二十二日に警視庁が行いましたオウム真理教関連の施設の二十五カ所に対します捜索は、仮谷さん被害の逮捕・監禁事件につきまわりの被害者の無事救出、犯人の早期検挙を目的といたしまして行つたものでございます。ただ、捜索に当たりまして、大量の警察官を動員して、防毒マスク、防護服を準備、着用しておつたわけでございますけれども、これは昨年、山梨のオウム真理教の施設の直近におきまして、異臭のした付近の土砂を分析しましたところサリンの残渣物が発見されておつたということから、不測の事態を予測しての捜索という点でかような装備をいたしたものでございます。

次に、第二点の、そのシンクタンクの報告書の関係でございますけれども、新聞報道等では警察とも面接をして云々というふうな書いてございませけれども、長野県警におきまわす報告では、何の前ぶれもなくマスコミの方と一般的にふらつと訪れたということ、あくまでも一般の方として面接をしたのみでございます、その後の連絡等を受けておりません。したがって、新聞報道等で承知したのみでございます。

次に、第三点でございますけれども、当時の事件発生状況におきまして、現場付近においての迅速な資料収集という観点におきまして、当時の迅速な捜索等についてはやむを得なかつたのではないかなというふうな考えております。

なお、長野県警といたしましては、幅広く証拠収集なり情報の提供を求め引き続き捜査をやっているところでございます。

○吉井委員 今の二点目の報告書についてはホワ

イトハウス直属の国家安全保障会議などに伝えられていたとされておりますが、この報告書を手に入れたらつしやるか、また今後には生かしていかれるのかということも次の質問のときにあわせてお答えいただいております。

報道によりますと、オウム真理教に対する強制捜査でサリンの製造が可能な化学物質はすべて押収されたとされております。法律で第一種指定物質とされるメチルホスホン酸や第二種指定物質とされる三塩化燐も押収され、とりわけ三塩化燐は百トン購入していたと伝えられておりますが、これらは大量にサリン、タブンの製造が可能ということで大変懸念されるものです。

ところが、メチルホスホン酸等の第一種指定物質は一トン以上製造、使用する者、三塩化燐等の第二種指定物質は三十トン以上製造する者に届け出を義務づけているだけということになります。罰則は三十万円以下ということでありまして、届け出数量以下に分散して製造、使用することなども考えられるわけです。購入の規制はないということになりますし、これではせっかく法案が成立しても今回のような事件の再発を未然に防止することができのらうかということが懸念されるところであります。

そこで、大規模な化学兵器の生産とか、それは当然チェックできるわけなんです、生産量と販売量とそれから購入者の使用量、それを計算して差をとれば、小規模使用がターゲットとして幾らであったかということもわかるわけです。結構な量になる場合もあるわけですね。そのとき小規模使用の量と目的、実際に何に使われたかということはどうしてチェックしていくかということの検討がやはり今後必要なのじゃないかと思うわけでありまして、この点について御見解を伺っておきたいと思っております。

○篠原説明員 先ほどもお答えいたしましたけれども、当時の前ぶれもなしにマスコミと一緒に訪れたのみということで、一般的な面接をいたした程度の話でございます。したがって、その後何

の連絡もなくということ、私どもの方は、この資料については新聞報道等で、あることをわかつたのみでございます。したがって、どの程度実際の事件の詳しい内容を踏まえた上での報告かということについては私どもわからない状況でございます。まして、今後入手が必要だという場合につきましてまた検討して考えたいというふうな思っております。

○清川政府委員 本法案におきましては、第一条の「目的」がございませけれども、この「目的」におきまして、「条約の適確な実施を確保するため」という目的を明快にいたしておりまして、この法律は条約を実施するための国内措置を定める法律、こういう性格を持っているわけでございます。

指定物質につきましては、同条約の表2剤あるいは表3剤について定められた条約上の義務を担保するという観点から、条約の規定に従いまして製造、使用等につきまして届け出の対象とする、そしてまた条約機関による検査などの受け入れを義務づけている、こういう構成になっております。

また指定物質につきまして、指定物質を用いてサリンなどの特定物質を製造するということは、当然ながら特定物質の製造に当たるわけでございますから、この法律に従いまして原則禁止ということになっているわけでございます。

そしてまた、指定物質のうち一部のものにつきましては、この法案とは別に、毒物及び劇物取締法の規制対象というようなことになっておりまして、既に製造、流通等についても規制が設けられているわけでございます。

このように、この法案上の指定物質に関する規制につきましては、特定物質に関する非常に厳しい規制、それから他の関係法令の適正な運用などと相まって、今回の事件の再発防止にも役立つものと考えているわけでございます。

○吉井委員 もう時間が参りましたので終わりたいと思っておりますが、確かにこの条約としまして本法案

政令で定めるものをいう。

5 この法律において「第一種指定物質」とは、指定物質のうち化学兵器以外の用途に使用されることが少ないものとして政令で定めるものをいい、「第二種指定物質」とは、第一種指定物質以外の指定物質をいう。

6 前三項の政令は、条約の規定に即して定めるものとする。

7 この法律において特定物質又は指定物質の製造には、他の物質の製造工程において特定物質又は指定物質を一時的に生成させることが含まれるものとし、特定物質又は指定物質の使用には、当該一時的に生成された特定物質又は指定物質を他の物質に変化させることが含まれるものとする。

8 この法律において「国際機関」とは、条約により設立される化学兵器の禁止のための機関をいう。

第二章 化学兵器の製造等の禁止

(禁止行為)

第三条 何人も、化学兵器を製造してはならない。

2 何人も、化学兵器を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

3 何人も、化学兵器の製造の用に供する目的をもって、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

4 何人も、専ら化学兵器に使用される部品又は専ら化学兵器を使用する場合に用いられる機械器具であつて、政令で定めるものを製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

第三章 特定物質の製造等の規制

(製造の許可)

第四条 特定物質の製造(抽出を含む。以下この章、第三十一条第一項、第三十四条第一項、第四十三条第一号及び第四十四条第二号において

同じ。)をしようとする者は、事業所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 製造をしようとする事業所の所在地
三 製造をしようとする特定物質
四 製造の方法及びこれに用いる器具、機械又は装置
五 その他通商産業省令で定める事項

(欠格事由)
第五条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
二 第九条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
三 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
四 禁治産者
五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者があるもの

(製造の許可の基準)
第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その者の特定物質の製造をする能力が条約の規定に即して通商産業省令で定める限度を超えないこと。

二 その許可をすることによって、我が国全体の特定物質の製造をする能力が条約で定める限度を超えることとならないこと。

三 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(変更の許可等)
第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造者」という。)は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同号に掲げる事項の変更であつて、通商産業省令で定める軽微なものをしようとするときは、この限りでない。

2 許可製造者は、第四条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 許可製造者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき。
二 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

4 前条の規定は、第一項の許可に準用する。
(製造の廃止の届出)
第八条 許可製造者は、特定物質の製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

(製造の許可の取消し等)
第九条 通商産業大臣は、許可製造者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその製造の停止を命ずることができる。

一 第五条第一号又は第三号から第五号までの一に該当するに至つたとき。
二 不正の手段により第四条第一項又は第七条

第一項の許可を受けたとき。
三 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
四 第十四条第一項の規定に違反して特定物質の製造をしたとき。

五 第十九条第一項の規定により第四条第一項の許可に付された条件に違反したとき。
2 通商産業大臣は、許可製造者が二年以上引き続き特定物質の製造をしないときは、その許可を取り消すことができる。

(使用の許可)
第十条 特定物質の使用をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 使用をしようとする特定物質及びその数量
三 使用の目的及び方法
四 使用の時期及び場所
五 その他通商産業省令で定める事項

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その許可に係る特定物質及びその数量を記載した使用許可証を交付しなければならない。

4 使用許可証の再交付及び返納その他使用許可証に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

(使用の許可の基準)
第十一条 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 特定物質が条約で認められた目的に使用されることが確実であること。
二 その数量の特定物質が製造又は輸入される

ことにより、我が国全体の当該年における製造又は輸入に係る特定物質の総量及び我が国に存する特定物質の総量が条約で定める限度を超えることとならないこと。

三 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

2 第五条の規定は、前条第一項の許可に準用する。この場合において、第五条第二号中「第九条第一項」とあるのは、「第十二条」と読み替えるものとする。

(使用の許可の取消し)

第十二条 通商産業大臣は、第十条第一項の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)が次の各号の一に該当する場合において、その許可に係る特定物質の使用を終えていないときは、その許可を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第五条第一号又は第三号から第五号までの一に該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第十条第一項の許可を受けたとき。

三 第十九条第一項の規定により第十条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

(輸入の承認)

第十三条 特定物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(製造及び輸入の制限)

第十四条 許可製造者は、許可使用者に譲り渡すためにその使用の許可に係る特定物質(その使用の許可に係る数量の範囲内のものに限る。以下同じ。)の製造をする場合(自らが許可使用者である場合において、その使用の許可に係る特定物質の製造を含む。)でなければ、特定物質の製造をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前条の輸入の承認は、許可使用者に譲り渡すために、又は許可使用者自らが、その使用の許可に係る特定物質を輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。

3 許可使用者に譲り渡すために特定物質の製造又は輸入をしようとする者は、その使用の許可に係る特定物質を使用許可証によって確認するものとする。

(譲渡し及び譲受けの制限)

第十五条 何人も、次の各号の一に該当する場合は、特定物質を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 許可製造者が、許可使用者にその使用の許可に係る特定物質を譲り渡す場合

二 第十三条の輸入の承認を受けた者(以下「承認輸入者」という。)が、許可使用者にその使用の許可に係る特定物質を譲り渡す場合

三 許可使用者が、その使用の許可に係る特定物質を許可製造者又は承認輸入者から譲り受ける場合

2 許可製造者又は承認輸入者は、その製造又は輸入に係る特定物質を許可使用者に譲り渡した場合は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(所持の制限)

第十六条 何人も、法令に基づく場合又は次の各号の一に該当する場合は、特定物質を所持してはならない。

一 許可製造者が、その製造した特定物質を許可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合

二 承認輸入者が、その輸入した特定物質を許可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合

三 許可使用者が、特定物質を使用するまでの間所持する場合

四 第十八条第一項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者が、廃棄するまでの間所持する場合

五 前各号に掲げる者から運搬又は廃棄を委託された者が、その委託に係る特定物質を当該

運搬又は廃棄のために所持する場合

六 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上特定物質を所持する場合

2 前項各号に掲げる者は、その所持する特定物質を、かぎをかけた堅固な設備内に保管しなければならない。

(運搬)

第十七条 許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は次条第一項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者は、特定物質を運搬しようとする場合(他に委託して運搬する場合を含み、船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る運搬において特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防ぐため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができ。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

4 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定め。

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

(廃棄)

第十八条 次の各号の一に該当する場合において、当該各号に掲げる者が特定物質を所持しているときは、その者は、遅滞なく、その特定物質(第三号に該当する場合にあっては、同号に規定する数量を超える部分に限る。)を廃棄しなければならない。

一 許可製造者が、第八条第一項の規定による

届出をしたとき。

二 許可製造者が、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

三 許可製造者が、第十条第一項の許可に係る数量を超えて特定物質の製造をしたとき。

四 許可使用者が、第十二条の規定によりその許可を取り消されたとき。

五 許可使用者が、その許可に係る特定物質を使用することを要しなくなったとき。

六 許可製造者又は承認輸入者が、許可使用者に譲り渡すために特定物質の製造又は輸入をした場合において、その許可使用者がその特定物質を譲り受ける前に、第十二条の規定によりその許可を取り消されたとき。

2 前項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者(以下「廃棄義務者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、廃棄すべき特定物質及びその数量並びにその廃棄の方法を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係る廃棄の方法が適当でないとき、その変更をすべきこと(廃棄を他の者に委託することを含む)を命ずることができる。

(許可の条件)

第十九条 第四條第一項又は第十条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(承継)

第二十条 許可製造者又は許可使用者について相続又は合併があつたときは、相続人相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造者又は許可使用者

の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造者又は許可使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(製造又は使用に係る数量等の届出)

第二十一条 許可製造者は、その製造に係る特定物質に関し、通商産業省令で定めるところにより、毎年、前年において製造をした数量、前年における最大保有量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 許可使用者は、その許可に係る特定物質の使用をした場合には、通商産業省令で定めるところにより、使用をした数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(記録)

第二十二條 許可製造者は、日誌を備え、その製造に係る特定物質に関し次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 製造をした数量
- 二 他者に譲り渡した場合にあっては、譲り渡した者及び数量
- 三 自ら使用した場合にあっては、使用した数量及び用途
- 四 保有量
- 五 その他通商産業省令で定める事項

2 前項の日誌は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(事故届)

第二十三條 許可製造者、承認輸入者、許可使用者若しくは廃棄義務者又はこれらの者から運搬若しくは廃棄を委託された者は、その所持する特定物質が盗取され、又は所在不明となつたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

第四章 指定物質の製造等に係る届出
(第一種指定物質の製造等の予定数量)

第二十四條 第一種指定物質の製造又は抽出若しくは精製(以下「製造等」という。)をする者は、翌年において製造等を行うとする第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が通商産業省令で定める数量を超えたと見込まれるときは、通商産業省令で定めるところにより、翌年に当該事業所において製造等を行うとする当該第一種指定物質の数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出るものとする。

2 第一種指定物質の製造等をする者は、その年において製造等をする第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が前項の通商産業省令で定める数量を超えるときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、その旨並びにその年に当該事業所において製造等を行うとする当該第一種指定物質の数量及び同項の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、当該年に当該事業所において製造等を行うとする当該第一種指定物質の数量について同項の規定による届出がされている場合は、この限りでない。

3 前三年のいずれかの年において製造等をした第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が第一項の通商産業省令で定める数量を超えた者及びその年のその事業所における製造等に係る第一種指定物質の数量について前二項の規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるところにより、翌年に当該事業所において製造等を行うとする当該第一種指定物質の数量及び第一項の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その数量について同項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

4 前三項の規定による届出をした者は、当該年において製造等をする当該第一種指定物質の数量がその届出に係る数量を著しく上回る場合として通商産業省令で定める場合には、あらかじめ

め、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

ただし、前項の規定による届出をした者がその届出に係る年に当該事業所において製造等を行うとする当該第一種指定物質の数量について第二項の規定による届出をしなければならぬ場合は、この限りでない。

(第一種指定物質の製造等の実績数量)

第二十五條 前条第一項から第三項までの規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る年に当該事業所において製造等をした当該第一種指定物質の数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(第一種指定物質等の使用への準用)

第二十六條 前二条の規定は、第一種指定物質(第一種指定物質を含む)の使用であつて、通商産業省令で定めるものを含む)の使用であつて、通商産業省令で定めるものをする者及びその使用をする第一種指定物質の数量(第一種指定物質を含む)物にあつては、これに含まれる第一種指定物質の数量に準用する。

(第二種指定物質の製造への準用)

第二十七條 第二十四條及び第二十五條の規定は、第二種指定物質の製造をする者及びその製造をする第二種指定物質の数量に準用する。この場合において、第二十四條第三項中「前三年のいずれかの年」とあるのは、「前年」と読み替へるものとする。

(指定物質等の輸出入の実績数量)

第二十八條 指定物質(指定物質を含む)物であつて、通商産業省令で定めるものを含む)の輸出入又は輸入をした者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年、前年に輸出又は輸入をした指定物質の数量(指定物質を含む)物にあつては、これに含まれる指定物質の数量)を通商産業大臣に届け出なければならない。

(有機化学物質の製造の実績数量の区分)

第二十九條 特定物質及び指定物質以外の有機化学物質であつて、政令で定めるもの(以下単に「有機化学物質」という。)の製造(政令で定めるものを除く。以下この条において同じ)をする者は、前年に製造をした有機化学物質のその事業所ごとの数量が通商産業省令で定める数量を超えたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨及び前年に当該事業所において製造をした有機化学物質の数量が通商産業省令で定める区分のいずれに属するかを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 りん、硫黄又はふつ素を含む有機化学物質であつて、政令で定めるもの(以下「特定有機化学物質」という。)の製造をする者は、前年に製造をした特定有機化学物質のその事業所ごとの数量が通商産業省令で定める数量を超えたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨及び前年に当該事業所において製造をした有機化学物質の数量が通商産業省令で定める区分のいずれに属するかを通商産業大臣に届け出なければならない。

第五章 国際機関による検査等
(国際機関の指定する者の検査等)

第三十條 国際機関の指定する者は、通商産業大臣の指定するその職員(政令で定める場合にあっては、通商産業大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員)の立会いの下に、条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であつて、国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去することができる。

2 条約の締約国たる外国の政府(以下「締約国政府」という。)の指定する者は、条約で定める範囲内で、前項の規定による検査若しくは撮影、質問又は収去(以下「検査等」という。)に立ち会ふことができる。

3 第一項の規定により検査等に立ち会う職員は、当該検査等が条約の範囲内で、適確かつ円滑に行われることを確保するよう努めなければならない。

4 第一項の規定により検査等に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(封印又は監視装置の取付け)

第三十一条 国際機関の指定する者は、通商産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内で、許可製造者の工場その他の事業場内において、特定物質の製造又は移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により封印又は装置の取付けに立ち会う職員に準用する。

3 何人も、第一項の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

4 許可製造者は、第一項の規定によりされた封印又は取り付けられた装置について、滅失、破損その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第六章 雑則

(報告徴収)

第三十二条 通商産業大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(都道府県公安委員会にあっては、第十七条第二項の規定の施行に必要な限度において、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者)に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、国際機関又は締約国政府から条約の定めるところにより要請があった場合にあっては、国際機関又は当該締約国政府に対して説明を行うために必要な限度において、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う

者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告させることができる。

3 通商産業大臣は、第三十条第一項の規定による検査等が行われた場合にあっては、国際機関に対して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該検査等の対象となった活動に関し報告させることができる。

(立入検査)

第三十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で取去せることができる。

2 都道府県公安委員会は、第十七条第二項の規定の施行に必要な限度において、警察職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定施設についての特例)

第三十四条 特定施設(国の施設であつて、特定物質の毒性から人の身体を守る方法に関する研究(以下「特定研究」という)のために特定物質の製造をする施設として、一を限り政令で指定するものをいう。以下同じ)において国が行う政令で定める数量の範囲内の特定物質の製造は、第三十六条の規定により読み替えられた第四条第一項の承認を受けて行うものとみなし、特定施設において国が行う当該政令で定める数量の範囲内の特定物質の特定研究のための使用

は、第三十六条の規定により読み替えられた第十條第一項の承認を受けたものとみなす。

2 第三項の規定は、前項の規定により使用の承認を受けたものとみなされた特定物質及び当該特定物質に係る事項については、適用しない。

3 国際機関の指定する者が特定施設に立ち入り、検査等を行う場合及び国際機関の指定する者が特定施設において封印をし、又は装置を取り付ける場合には、第三十条第一項及び第三十一条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「特定施設に係る行政機関の長」とする。

(通商産業大臣と国家公安委員会等との関係)

第三十五条 通商産業大臣は、第四條第一項、第九條、第十條第一項若しくは第十二條の規定による処分をしたとき、又は第七條第二項若しくは第三項(第二号を除く)、第八條第一項、第二十條第二項若しくは第二十一條第二項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に通知しなければならない。

第十八條第二項の規定による届出があつた場合において、廃棄が他の者に委託されるとき、又は同條第三項の規定により廃棄を他の者に委託することを命じたときも、同様とする。

2 警察官又は海上保安官は、第二十三條の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に通報しなければならない。

3 通商産業大臣及び国家公安委員会は、特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防ぐことについて、相互に協力するものとする。

(国に対する適用)

第三十六条 この法律の規定は、次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第三十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第七章 罰則

第三十八条 化学兵器を使用して、当該化学兵器に充てんされ、又は当該化学兵器の内部で生成された毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を発散させた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は罰する。

第三十九条 第三條第一項の規定に違反した者は、一年以上の有期徒刑又は七百万円以下の罰金に処する。

2 第三條第二項の規定に違反した者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 第三條第三項又は第四項の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

4 前三項の未遂罪は罰する。

第四十条 第三十八條第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第三十九條第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第三十八條から前条までの罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三條の例に従う。

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項の許可を受けずに特定物質の製造をした者

二 第九條第一項の規定による命令に違反した者

三 第十條第一項の許可を受けずに特定物質の使用をした者

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

二 第十四条第一項の規定に違反して特定物質の製造をした者

三 第十五条第一項、第十六条第一項又は第十八条第一項の規定に違反した者

四 第十八条第三項の規定による命令に違反して特定物質を廃棄した者

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十七条第一項、第十八条第二項、第二十一条、第二十三条、第二十四条第二項から第四項まで若しくは第二十五条(これらの規定を第二十六条又は第二十七条において準用する場合を含む)、第二十八条、第二十九条又は第三十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条第二項、第十七条第五項又は第三十一条第三項の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して日誌を備えず、又は日誌に記録せず、若しくは虚偽の記録をした者

四 第二十二條第二項の規定に違反して日誌を保存しなかつた者

五 第三十条第一項の規定による検査、撮影若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第三十条第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十一条第一項の規定による封印又は装置の取付けを拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第三十三条第一項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は

質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条若しくは第四十条の罪を犯し、又は第三十九条、第四十一条若しくは前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十七条 第七条第三項、第八条第一項、第十五条第二項又は第二十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条第八項を除く。、第二十八条、第二十九条、第四十五条(第二十八条及び第二十九条に係る部分に限る)、第四十六条並びに附則第四条第一項並びに第三項及び第四項(第一項に係る部分に限る)並びに第五条第二項及び第三項の規定は、条約が日本国について効力を生ずる日以前において、政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際特定物質を所持している者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から三十日を経過するまでの間(以下「猶予期間」という)に第十条第一項の許可の申請をしなかつた場合にあっては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した許可を拒否された場合にあってはその処分後遅滞なく、その所持する当該特定物質を廃棄しなければならぬ。

2 この法律の施行の際特定物質を所持している

者は、次に掲げる期間は、第十六条第一項の規定にかかわらず、その特定物質を所持することができ、その者の従業者がその職務上所持する場合及びその者から運搬又は廃棄を委託された者(その従業者を含む)がその委託に係る特定物質を当該運搬又は廃棄のために所持する場合も、同様とする。

一 猶予期間

二 猶予期間にした第十条第一項の申請についての処分があるまでの間

三 前項の規定により廃棄するまでの間

3 第十六条第二項の規定は、前項の規定により特定物質を所持する者に準用する。

4 第十七条及び第二十三条の規定の適用については、この法律の施行の際特定物質を所持している者は、許可使用者とみなす。

5 第十八条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

6 前各項の規定は、この法律の施行の際特定施設内において国が所持する特定物質については、適用しない。

第三条 第一種指定物質の製造等をする者であつて、施行日の属する年の製造等に係る第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が、第二十四条第一項の通商産業省令で定める数量を、施行日前に超えているもの又は施行日から三十日以内に超えるものについては同条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内」とする。

2 前項の規定は、第一種指定物質(第一種指定物質を含む物)であつて、第二十六条の通商産業省令で定めるものを含む。次条第三項において同じ。の使用であつて第二十六条の通商産業省令で定めるものをする者及びその使用をする第一種指定物質の数量(第一種指定物質を含む物)の数量。次条第三項において同じ)に準用する。

3 第一項の規定は、第二種指定物質の製造をする者及びその製造をする第二種指定物質の数量に準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、第二種指定物質の製造をした者及びその製造をした第二種指定物質の数量に準用する。この場合において、第一項中「前三年のいずれかの年」とあるのは「前年」と、「当該前三年」とあるのは「当該年」と読み替へるものとする。

第五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 附則第二条第一項の規定に違反した者

二 附則第二条第五項において準用する第十八条第三項の規定による命令に違反して特定物質を廃棄した者

2 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第三項において準用する第十六

る。

3 第一項の規定は、第二種指定物質の製造をする者及びその製造をする第二種指定物質の数量に準用する。

第四条 施行日の属する年の前三年のいずれかの年において製造等をした第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が第二十四条第一項の通商産業省令で定める数量を超えた者は、通商産業省令で定めるところにより、当該前三年に当該事業所において製造等をした当該第一種指定物質の数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をした者は、第二十五条の規定の適用については施行日の属する年の当該事業所において製造等をしよとする当該第一種指定物質の数量について第二十四条第一項から第三項までの規定による届出をした者とみなす。

3 前二項の規定は、第一種指定物質の使用であつて第二十六条の通商産業省令で定めるものをした者及びその使用をした第一種指定物質の数量に準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、第二種指定物質の製造をした者及びその製造をした第二種指定物質の数量に準用する。この場合において、第一項中「前三年のいずれかの年」とあるのは「前年」と、「当該前三年」とあるのは「当該年」と読み替へるものとする。

第五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 附則第二条第一項の規定に違反した者

二 附則第二条第五項において準用する第十八条第三項の規定による命令に違反して特定物質を廃棄した者

2 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第三項において準用する第十六

条第二項の規定に違反した者

二 附則第二項第五項において準用する第十八条第二項又は前条第一項(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(通商産業省設置法の一部改正)
第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第三号の次に次の一号を加える。
六十三の二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第 号)の施行に關すること。

理由

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に關する条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、化学兵器に使用されるおそれが高い毒性物質を規制する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、**条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。**ただし、**第一条(第**

八項を除く。)、第二十八条、第二十九条、第四十五条(第二十八条及び第二十九条に係る部分に限る。)、第四十六条並びに附則第四条第一項並びに第三項及び第四項(第一項に係る部分に限る。))並びに第五条第二項及び第三項の規定は、**条約が日本国について効力を生ずる日以前において、政令で定める日から施行する。**ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十八條、第二十九條及び第四十五條第一號(第二十八條及び第二十九條に係る部分に限る。))並びに附則第四條第一項並びに第三項及び第四項(第一項に係る部分に限る。))並びに第五條第二項第一號(附則第四條第一項(同條第三項又は第四項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。の規定は、**條約が日本国について効力を生ずる日(以下「発効日」といふ。))**前において政令で定める日

二 第二十八條第八項、第四十條(第二十八條及び第二十九條を除く。)、第五十條、第三十二條第二項及び第三項、第三十四條第二項(第十八條第一項に係る部分を除く。))及び第三項、第四十五條第一號、第二十四條第二項から第四項まで及び第二十五條(これらの規定を第二十六條又は第二十七條において準用する場合を含む。))並びに第三十一條第四項に係る部分に限る。、第四十五條第二號、第三十二條第三項に係る部分に限る。、並びに第四十五條第五號から第七號まで及び第八號、第三十二條第一項に係る部分を除く。))並びに附則第三條並びに第四條第一項並びに第三項及び第四項(第二項に係る部分に限る。))の規定は、**發効日**

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際特定物質を所持している者は、この法律の施行の日(以下「**施行日**」)といふ。から三十日を経過するまでの間(以下「**猶予期間**」)といふ。に第十條第一項の許可の申請をしなかつた場合に於ては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した許可を拒否された場合に於てはその処分後遅滞なく、その所持する当該特定物質を廃棄しなければならぬ。

2 この法律の施行の際特定物質を所持している者は、次に掲げる期間は、**第十六條第一項の規定にかかわらず、その特定物質を所持することができない。**その者の従業者がその職務上所持する場合及びその者から運搬又は廃棄を委託された者(その従業者を含む。))がその委託に係る特定物質を当該運搬又は廃棄のために所持する場合も、同様とする。

一 猶予期間
二 猶予期間にした第十條第一項の許可の申請についての処分があるまでの間

三 前項の規定により廃棄するまでの間

3 第十六條第二項の規定は、前項の規定により特定物質を所持する者に準用する。

4 第十七條及び第二十三條の規定の適用については、この法律の施行の際特定物質を所持している者は、許可使用者とみなす。

5 第十八條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際特定物質を所持する者がその特定物質を廃棄する場合に準用する。

6 前各項の規定は、この法律の施行の際特定施設内において国が所持する特定物質については、適用しない。

第三条 第一種指定物質の製造等をする者であつて、**施行日**の属する年の製造等に係る第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が、**第二十四條第一項の通商産業省令で定める数量を、施行日前に超えているもの又は施行日**

から三十日以内に超えるものについての同条第二項の規定の適用については、同項中「**あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内にとする。**

2 前項の規定は、第一種指定物質(第一種指定物質を含む物であつて、**第二十六條の通商産業省令で定めるものを含む。次条第三項において同じ。))の使用であつて**第二十六條の通商産業省令で定めるものをする者及びその使用をする第一種指定物質の数量(第一種指定物質を含む物****

数量。次条第三項において同じ。))に準用する。

3 第一項の規定は、**第二種指定物質の製造をする者及びその製造をする第二種指定物質の数量に準用する。**

第四条 **施行日**の属する年の前三年のいずれかの年において製造等をした**第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が第二十四條第一項の通商産業省令で定める数量を超えた者は、通商産業省令で定めるところにより、当該前三年に当該事業所において製造等をした当該第一種指定物質の数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。**

2 前項の規定による届出をした者は、**第二十五条の規定の適用については、施行日**の属する年の当該事業所において製造等をしよとする当該**第一種指定物質の数量について第二十四條第一項から第三項までの規定による届出をした者とみなす。**

3 前二項の規定は、**第一種指定物質の使用であつて第二十六條の通商産業省令で定めるものをした者及びその使用をした第一種指定物質の数量に準用する。**

4 第一項及び第二項の規定は、**第二種指定物質の製造をした者及びその製造をした第二種指定物質の数量に準用する。**この場合において、**第一項中「前三年のいずれかの年」とあるのは、「前年」と、当該前三年」とあるのは、「当該年」と読み替へるものとす。**

第一類第九号

商工委員会議録第八号

平成七年三月三十日

平成七年四月十日印刷

平成七年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局